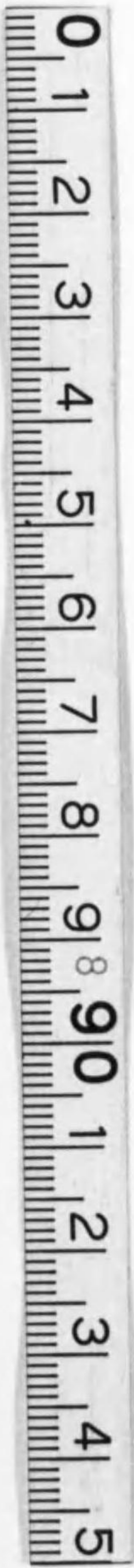


秘籍大名  
文庫九  
幕府朝年中行事歌合註

67  
532

67-532  
1200501281765



始

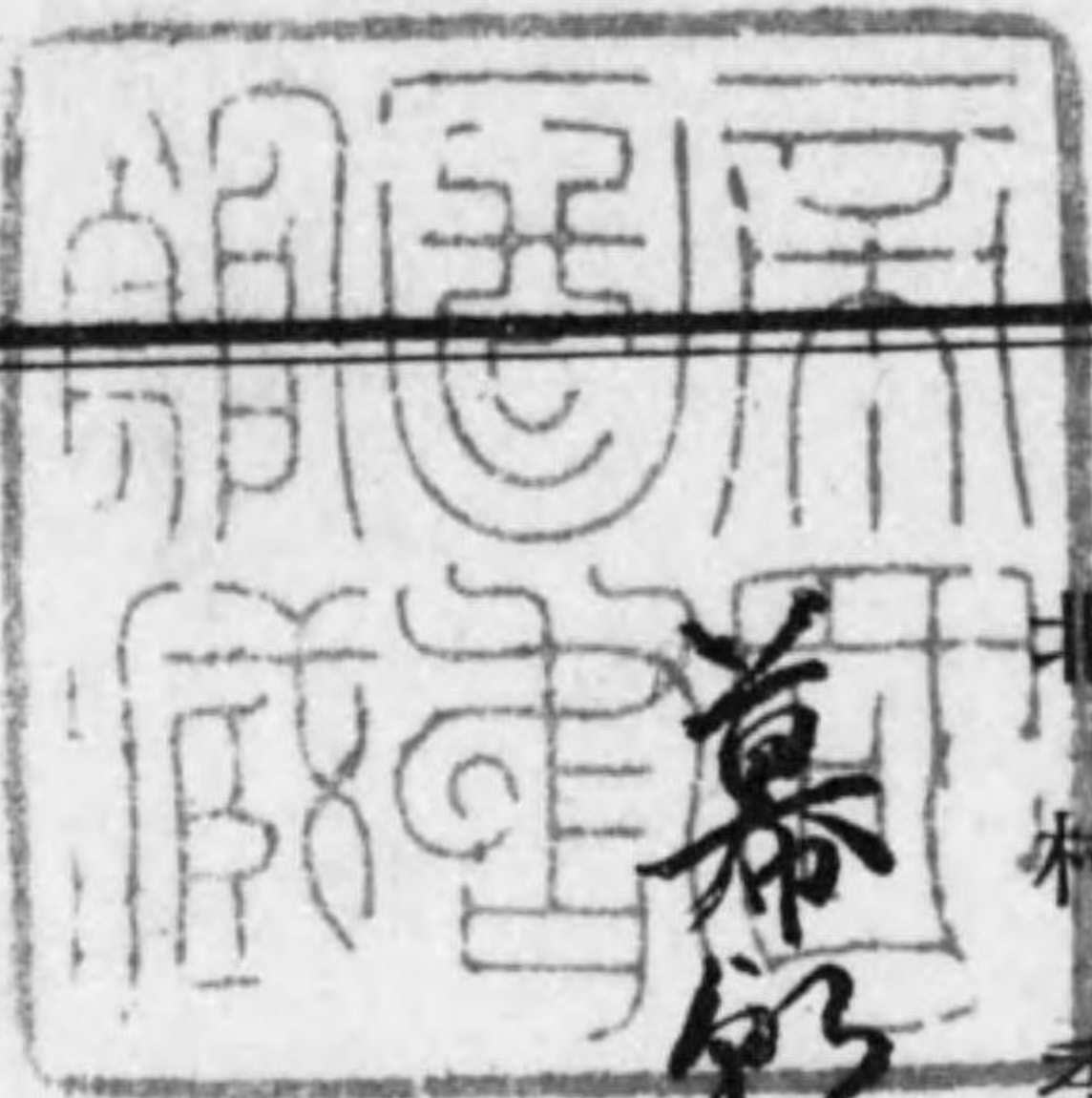




幕府奉行奉祝合祀

|     |
|-----|
| 67  |
| 532 |





北村季文

幕府年中行事類合注

文學博士 福井久藏撰輯 祕籍大名文庫 第九

東京麴町 厚生閣 版





## 解題

福井久藏

この書は文政九年幕府の和歌所再昌法印北村季文が貞治年間の幕朝年中行事歌合に倣ひ、江戸城に於ける恒例臨時の行事をみづから百首の歌に詠み、その相類する儀禮の歌を二首づつ組合せて五十番自歌合となし、判詞を桑名少將松平定信朝臣に、行事の註釋を堀田攝津守正敦朝臣に請ひ、大學頭林衡の跋を得、更に淨書して天保十三年八月四日將軍家に献上したもので、歌は別として他は兩侯の心づくしに成り、江戸幕府の恒例臨時の諸儀式の要を述べたもので、朝廷に於ける公事根元等にたぐふべきものである。樂翁公が大名中の學者であることは誰知らぬものはなく、堅田少將は寛政重修諸家譜編輯の總裁として、また久しく江戸最盛期の幕閣に仕へた人として、その禮典に通じてゐたことは他の及ばないところで、この二侯の努力に成つたものである。仄聞する所に據れば、維新の洪業緒に就いた後、畏くも



明治天皇は幕府の禮典が廢絶し今に及んで記録し置かないと、その跡が全く不明となるのを慮らせ給ふたとか。越前侯松平慶永、鳥取侯池田茂政、宇和島侯伊達宗城は克くこの聖旨を奉戴し、學者に命じて徳川禮典錄三十九卷、目錄一卷、圖繪三卷を撰ましめて献上し奉つた。これは善書であるが、坊間には多く見ない。よりて爰には何人にも手頃なこの一本を刊行し、歳の始の兎の羹から節分に至る六十八の恒例と、將軍宣下から海舶互市に至る三十二の臨時の儀典を明かにし、史を讀み風俗を知るの津梁とした。

#### 堀田正敦侯の略傳

正敦は仙臺藩主伊達宗村の第九子で、初の名を村由といひ、字は臨卿、水月と號した。天明六年若狹守堀田正富の嗣となり、攝津守に敘し、寛政二年若年寄となり、幕政を輔けること四十三年の久しきに及び、天保三年七十八歳にして卒し、報國院と諡した。また仙臺にゐた時から好學の聞えがあつて、兄重村朝臣が獵狩に託し領内の民治の狀を視察するや、隨從

して狩場記を作り、また鹽釜詣での記、鹿島の記などを作つた。彼の寛政重修諸家譜は屋代弘賢以下五十餘人の學者をして寛政十年から爾後十四年の長きに亘つて撰ましめたもので、實に一千五百三十五卷に上り、その完成は容易なことではなかつたに違ひない。

年月をふるの山邊の櫻花ひらくる春にあふぞ嬉しき

の感じは餘人にも付度出來ると思ふ。その竟宴歌集も當時の記念である。また千城錄の如き浩瀚な撰著もある。家祖及實兄の志を紹ぎ、厚生的一端にもと觀文禽譜を著はされてゐる。北門警を傳へた時には文化四年幕命を奉じて蝦夷視察の途に上り、十月歸府して松前紀行などを書いた。風雅の嗜も深く茶道にも通じてゐた。水月文藻や水月詠藻にその雅情が偲ばれる。實弟で三河の刈屋侯の嗣となつた土井山城守利徳に松前から贈つた長歌の如き誦すべきものがある。樂翁公と親しく、北村季文や橋千蔭等の如き歌人文士とも交があつた。千蔭の七回忌にその昔七十賀を行つたことを思出されて

見し人の影はとまらで飛鳥河七瀬の淀に聲ぞ残れる







六番 (寺社參賀・七種參賀) …… : 一六  
 七番 (伊勢日光御代參・京都御使) …… : 一八  
 八番 (御具足祝・御用始) …… : 一九  
 九番 (弓場始・連歌) …… : 二二  
 十番 (紅葉山御詣・兩山御詣) …… : 二三  
 十一番 (日光久能兩宮御鏡・台宗參賀) …… : 二四  
 十二番 (進膳・御内書) …… : 二五  
 十三番 (釋奠・講書始) …… : 二七  
 十四番 (新年勅使參向・勅使饗宴) …… : 二八  
 十五番 (上巳參賀・追鳥狩) …… : 二九  
 十六番 (供新蔬・茶壺) …… : 三一  
 十七番 (更衣・大名交替) …… : 三三

十八番 (日光山御祭・紅葉山御宮御詣) …… : 三四  
 十九番 (鶴狩・端午參賀) …… : 三七  
 二十番 (山王祭・嘉祥) …… : 四〇  
 廿一番 (新穀・水馬水泳御覽) …… : 四二  
 廿二番 (六月祓・七夕參賀) …… : 四三  
 廿三番 (生見玉御祝・賜鶴) …… : 四四  
 廿四番 (盂蘭盆會・八朔參賀) …… : 四五  
 廿五番 (馬御進獻・九月更衣) …… : 四六  
 廿六番 (重陽參賀・神田祭) …… : 四八  
 廿七番 (大的御覽・草鹿丸物御覽) …… : 四九  
 廿八番 (玄猪・御誕辰) …… : 五一  
 廿九番 (駒場野小鷹狩・鶴御狩) …… : 五一









幕朝年中行事歌合註



## 幕朝年中行事歌合序

やまとうたは人の心をたねとする道也とこそいにしへ人も教へ置たりけれ。げにむかしも今も萬の物につけて思ひを述ることわりたがはず、春のあした霞にあくがれ秋の夕べの風にうそぶき、はかなき草木鳥蟲のたぐひをさへに聞過し見捨る事なし。大かたの世にふる人の上にはあふさきさることわざ絶えず。行水のうき瀬をわたりくれ竹の嬉きふしに逢ふ毎にこれを読みでつゞけなしつゝ、心をやり思ひをなぐさむ。まいて廣き家大きな國のまつりごとにいたりては、いかで只には見聞過さん。我君御代治めおはしまして、文を左に武を右にとゝのへみがき、大やまとの國のおもしとしづめおきてさせ給へるからに、天の戸の明る日ごとの朝まつりごと、月にそひ年に積りて行末遠き代に傳へ行はせ給ふ事の繁さは、むさし野の草よりも

多く、多摩川の真砂の數にも餘りぬべし。其御惠の蔭にかくれ此御流れの末をくむ者、唐衣たちるにつけて、誰かは内に樂しこみ、外に悦び思はざらん。雅頌のもろこしふみ大哥所のやまとことばもみな其筋にぞ有なまし。やつがれ季文とほつおやよりやまとうたの道に召仕れて、年は百とせあまり、家はいつ世の秋のかすを重ねて、心をたねとし詞にあらはすわざをしながら、いたづらにのみ過さんことをほいなくおもひ涉りつゝ、唯此道のことわりをたがへしと斗りに百首の題をかぞへ、五十つがひの番ひを定めて幕朝年中行事歌合とは名づけてけり。しかありし後は閑なる窓にをさめて、雪まの草の春をまち、簷の下荻ほにも出さで在べくを、此頃更に萬の道に興じかへさせ給ふ時にあひつゝ、年頃願ひわたりしほいとほりて此哥合を奉る事、澤べのたづの飛立ぬべく、春の日の光にあたり、秋の月のかほをあふげることちしていまだこの道のつちにはおちざりける事をなん、怡びうれしみ覺えける。抑年中行事歌合は貞治のあがれる御代、久かたの雲の上人より葎はふ屋の垣内



までよみ口すさびてはばかりなきも、おほくは世をほめ神に告る理りをあらはせりける故なるべし。かゝれば今木の花のさかりに開けたる吾妻のそらを仰ぎて、時つ風治れる世の姿をしらせ、君を祝ひ人をはげまし、あまねき御うつくしみの深きをたのむ一つのはしともなれとてなん。梅をかざし紅葉ををる世の常のみやびをはなれて、此哥のたのしび此中にこもれりところ云まほしけれ。

天保十三年八月朔日

法印季文かしこみしるす

## 凡例

- 一 此百首の歌合は貞治の年中行事歌合に習ひて五十番とす。されど公武の行はせたまふ所おのづから大同小異あり、しひて其體をうつすにあらず、只其名にもとづき侍るのみなり。
  - 一 題の次第をたつことは、事の輕重にかゝはらず正月より十二月に至りて月次に其式の次第を逐て是を定め侍り。
  - 一 一年兩度に及ぶものはそのはじめをとれり。日光御祭は四月九月おこなはる。よりて四月をあげて九月を略し、釋奠は二月八月にあれども、二月をいひて八月をば略せり。兩山御詣等の如きすべて皆始の慶をあげて其御式の同じきものは再び申さず。
- 大的御覽は春秋あれども、秋に入て春を略せるは正月已に弓場始の御式あり、又弓御覽の事をのせんも重疊にいたり、且は毎事春の條のみ數おほかるによりかれ是をはからひてしばらく是を秋の條に置侍り。



一年中定例の外臨時の行事あり。すなはち

將軍宣下より已下是也。其御式尤重しといへども、これを後にし侍るは年中行事をもて名目とし侍るゆゑに、臨時の御式はしばらく是を次に置き、且は其事何時と定れる儀なし。月次の間に交へ難ければ也。

一 一題にして二事を兼たるあり。其中あるはあらはれあるはかくる、文字の語勢さなきことを得ず。伊勢、日光、御代參、兩山御靈屋御詣等は一題にして二つをあらはせり。供新蔬、蕃國聘禮、海舶互市等は一題にして二つをかねたれども、その目顯れず。たとへば供新蔬は駿府より新箒を獻り、又逐て茄子瓜等をまゐらする也。蕃國聘禮は朝鮮琉球の二國をかね、海舶互市はもろこしと紅毛とを兼たるが如し。

一 名目をいふ常に稱する所とことなるが如きものあり。雁の御使を賜雁、雲雀の御使を賜鶴と申のたぐひ、是はひとへに私になへを改るにあらず、雅俗の詞おのづからさることわりあればなり。只この題の用るによろしき所にしばらく從ふ迄にて侍り。

一 此中に今と唱へまゐらする所は文政十年前後迄の御事をさして申侍る也。

一 こゝに載る所多くは世に知れる事のみなり。今關東のさかりなる時にあたりて其御式只に是等に盡し侍るべきにあらず、もらせる事なほ多かるべけれども、下の下なる身にはもとより見聞く所の限りあれば百首をもてさしおき侍りぬ。



幕朝年中行事歌合上

一番

左 兎羹

をりにあへば千代のためしと成にけり雪の林にえたる兎も

右 屠蘇白散

延ぶといふ千代の薬の豊みきを君にさゝげて祝ふ今日かな

判云、兎羹の御事哥にも詞にも盡しぬれば又何をかいひ出ん。げにこゝらの賤き者までも今日は元日也けりといへば、雑煮餅ひにむかはぬ者もなきめでたき御代のためしなるに、雪ふみ分

て狩えしを獻しも向ひるたまひしも、其頃の御事を深く思ひ奉るべきことなり。されば今の代までも年の始の御式となれる御掟尊しとも云ん限りはあらしかし。屠蘇白散のことはもろこしより始りて雲の上にもかはらぬ例と成たるも舊きことなれども、雪のはやしに得てしものこそぞぞろ寒きまでみにしみて有難けれ。



註 兎羹と申は遠つ御おや親氏君其御父有親君と共に上州新田より三州松平の郷に至らせ給ふ時信州林の郷に泊り給ひ、林光政のもとにて越年有しにもてなし奉るべきものなかりしかば、こゝかしこ狩して兎一つを得たり。元日にあるじまうけすとて是を煮てすゝめ参らせしが、其後つぎ〳〵御武運を開かれしより代々の嘉例として年毎の元日に兩御所白木書院にて三家のかた〳〵にかはらけ給ふ時に獻ることゝはなれり。此朝宿老少老城に登りて政所へ出る前に厨のことつかさどる輩、かしは手の司めく者、兎のあつものもて出て、みき三獻を勧む。大目付の輩相伴たり。屠蘇白散と申はあら玉の春のあした大御酒に加へて奉れば、萬の悪氣をさくるとて古へより大内にも供し参らせしとかや。この御所にも半井今大路の兩家より仰



ことありて年毎かはるがはる是を調して大御所をはじめ御方々にも奉る也。元日のあした御酒に入て是をすゝめ群臣にもかはらけ給ふときは是を加へて給ふにこそ。

## 二番

左 元日参賀

よろこびの聲もひとしく春にあふ君が御殿の内つもろびと

右 二日参賀

隔なき春のひかりに玉だれのこすの外山も千代よばふ聲

判云、元日二日とその人々を分ちて同じ新年のことほぎ替らぬならはしとはなれりけり。皆人々おとらじと星をいたゞきまうのぼりて君千代ませと祝ふ心のまさりおとりは有べき事かは。

註 元日参賀は三家三卿のかたくより始め譜代の大名小名その司々皆城に登りて拜賀す。兩

御所御烏帽子御ひたゝれを奉りしが、文政十一年の頃より御立烏帽子御小直衣御指貫を用ひらる。御押紋御色目等年々不同、御地はいつも唐の綾也。侍従より上はひたゝれ、四位は狩衣、五位は大紋、其外下つかたの諸士は布衣素袍、法印法眼の類ひも各其服を着す。三家の方々溜りの間詰、宿老の人々、侍従四位の輩は白木書院にてかはらけ給ひ、各呉服一重ねを賜ふ。夫より大廣間に渡御有て、諸の大名、五位以上のともから、百のつかさく、法印法眼の類ひまで、御前にて大みきの流れを賜ふ、是を大流といふ。皆呉服一重ねづつをたまひ、かつぎ連てまかづ。入御有て後布衣のともがらに流れをたまひ、諸士番士のたぐひ月明に至る。是を小流と云。此日四品より上つ方の輩は太刀折紙みづからもて出てことほきをのぶ。夫より下つかたは太刀折帔前に置いて拜謁す。

二日は大廣間にて國主の面々ひとしく出て拜賀し、相伴の坐につらなれば、番頭の輩ひきわたくしもて出づ。やがてかはらけ給ひ、各呉服一重ねを給ひまかづ。後外様の大小名及び昨日残りし有司の輩に流れを下され、祿給ふことすべて元日にかはる事なし。兩御所のためまつりものもおなじ。



三番

左 掃初

諸人の心のちりも拂へとてけふとりそむる玉はきかな

右 三日参賀

春たちていく日もあらぬに玉くしげ三度唱ふる松乃萬代

判云、昔より老そくの中のすゝ老箒とりてこの御式したまふこと也とかや。今は何となう似げなきやうなれども、むかしの御事はすべて親く且は事そぎたれば、重きも軽きもありのまゝにうちふるまへる有さましるくなん。三日参賀はもとより三朝の御式替らぬ御ことは箒にて代のちりを拂ひつゝゆらぐ玉の緒、末久に榮えん御代の千世もつきぬ御ことほぎと成ぬること有がたけれ。掃初と申は老職の中年たけたる人年男といふことうけ給り、二日の朝とく出仕有てはうきをたづさへておまし所の恵方に向ひほうきを入らるゝなり。少老御側の衆これに添ふ。

註 三日参賀は無官の面々松の廊下前列り、井伊、榊原、奥平の家の老ともその末に在て拜賀す。入御の折とのゝうち許されたる市の長どもを始め、京、大坂、堺、奈良、伏見、返書、銀坐等の者ども皆並るてはるかにをがみ奉るなり。此日兩御所のしめの御小袖長袴をめさる。出仕の面々も亦是に同じ。

四番

左 判始

霞みしも春のあしたのおしてぶみ見る人さへやのどけかるらん

右 謡初

よつの海うたふ言葉やものゝふの心やはらぐはじめ成らむ

判云、うたひ初の御式いとみやびやかに事とゝのひて、嚴なる中に又和らげるほどをはからひ又それも流れざるさたなど大方一年の御式のまたなきもの也と申侍る事とかや。又老職の三日



のあした自ら花押かきものし給ふも、舊きならはしいとしるし。古は老職の人も今の曹司にはあらで假初に庇の間などにゐたまひしより、彼兎の羹も是も中の間のゐろりのかたはらに列坐し給ふとかや。かの諺初のをり、家々より奉る盃臺も井伊家のはいと事そぎたる様をしも其世のふりならんかし。古の例今もかはらで四の海浪しづかなる御代の御ことほぎこそいとたふとけれ。

註 判始と申は三日のあした老職の人々曹司におるゝ間右筆の輩つどひゐて遠つ國への奉書硯などとりまかなひ置けり。かたち改めて出らるゝ時各その序に列り奉書に判形をくはへらる。

諺初と申は足利家より此かたの佳例にやあらん。三日の夜三家の方々同く庶流譜代の大小名皆出仕して大廣間に座を列ね、國主外様の中にも例ある限りはこの序に列る。三家の方々に土器給ひ、すん流れて着座の面々に及ぶ。中少將侍従の輩はこと更に召出でかはらけ給り、出仕の大小名布衣のともがらに至るまで皆流れを給ふ。その間猿樂三番あり、事はてゝ觀世をはじめ三座の者に呉服一重ねをかつけらる。やがて是を着て三人のつれ弓矢の立合をまふ事はてぬれば、兩御所御かたぎぬをとらせ給ふ。宿老是をとり傳へて觀世にあたふ。此時三家

の方々をはじめ座に列る面々皆かた衣をとる。入御の後三家のかたくゝ宿老に一禮有、着座の人々各むらがり出でことぶきをのべてまかでぬ。君と臣との和合せる昇平の世のすがたをみるに堪たり。元は二日なりしを承應三年より御所の御母君の忌日をさけられて三日の夜に改めらる。

## 五番

左馬召初

をさまれる人の心の駒なれば君の手綱に任せてぞゆく

右鷹狩始

民のともものどけき春の初とがりかりにも常のみちは有けり

判云、御馬に御鷹に皆をさまれる代に、ものゝふのわざを忘れ給はぬ御おきてただしくなん。もとより何れをいづれとも云難けれども、御手づなに任せて千里も治り行く御代の例こそいと



有難けれ。

註 馬召初は陸月のはじめ、吹上もしくは奥の馬場にならせ給ひ、この事うけたまはれる小納戸の上首馬ひかせてゑほうに向ひぬれば、やがてめさせ給ふことはてて御厩の司に祿を給へり。鷹狩はじめは年明てはじめて狩に成らせ給ふを申すなり。鷹飼とも四方に別れて鳥立を求め雪ふみ分て日ねもす狩くらし給ふさま、賤き者の身を勞するにをさくおとらせ給はず。御供の小老及び御側近き輩にも御けしき有て合せさせ給ひ、番士のうち弓ひく者をも御供に召加へられ射させて御覽有こともあり、是皆かりのすさびにあらず、かゝる折にも武士のをしき業を自試みさせ給ひ、民のなりはひ里の手ぶりをみそはして粒々皆辛苦とか云けむことの如く、種蒔しより秋のたなつ物をさむるまでのいたづきをもしろしめされむの爲なるべし。

### 六番

左 寺社参賀

春をしる聲はかはらじ神のます鳥居のからす法の山はと

右 七種参賀

むさし野の雪間につめる七くさは君の八千代の兔にぞ有ける

判云、六日の参賀は大廣間のいとひろらかに末の程はうちかすむばかりみゆるに、神人僧徒の處せく並居たるさま目ざましき迄にみゆる廣き御掟のさまぞ、殊更にやんごとなき神佛の道もあるに任せて昔より傳れる事をばうしなはしめ給はず。今また新に寺造ることなどをばいたく禁じとゞめ給ふも、とにかくに我輩の云ふべき事にはあらずなん。七種には親きかぎりの人々のみ参賀し給ふもふるき例なるべし。

註 寺社の参賀は正月六日也。兩御所御風折烏帽子御直垂 御所は薄色、西御所は赤色 各ひたゞれ狩衣大紋を着す。白木書院にして増上寺大僧正をはじめ、獨禮の寺院山王の官司など出でてことぶきをのぶ。後大廣間に渡御有て、諸國の寺社山伏等の拜賀をうけらる。

七種の参賀は七日の間兩御所黒木書院にならせ給ひ、三家の方々溜詰の人々御前に出でこと



ぶきを述べらる。此日朝餉の時若菜のかゆを進め奉るとぞ。

七番

左 伊勢日光御代参

旅衣西に東に立別れ行へのどかにかすむ海山

右 京都御使

東路の霞とゝもに立初て雲井の階をわたる春風

判云、京への御使、伊勢日光の御代参、一時に召出で沙汰せしめ給ふなど神と君とのかはらぬ御崇敬、げにかくあるべきことゝこそ誰も云めれ。只何事をもたどらでかゝる事よとのみ思ふともがらも有ぬべし。尊とき事も常となれば何とも人の思はぬぞいとたふとかりける。

註 伊勢、日光御代参は七日の日これを命ぜらる。前の夜よりさうじ清まはり有て兩御所おま

し所に着座、伊勢大神宮、日光御宮へ年の始の代参奉らる。つきく召いで仰ごとあり、皆高家の面々是をうけたまはる。此日朝とく執参各一人づつ出仕してそのことをさたせらる。京都御使は前と同じ日、伊勢、日光代参の御事はりて後内への御使にさゝれし高家をめされ、年頭の賀儀を奏せらる。

八番

左 御具足祝

あなたふとけふのむ月の十日あまり一度拜む神のきせなか

右 御用始

天とぶやかりの使となる人は雪ふむ道をいまぞしるらむ

判云、御させなかの御事はぎこそいと身にしみておぼゆれ。其代の御事などをも今更見る如くに思ひやり侍る事也。その日参賀の人々も皆其遠つおやの勳功有しともがらなるが、今も打列



りて御前に拜舞するもめでたき代のためしになむ。唐國などにも功臣の終りまたうせざるに比べても、からやまとの代々にもこえさせ給ひたる御事とこそ申奉べけれ。御用始の次第さして常にかはることもあらざめれど、世を治め給ふは只此人を進め給ふ外に道なしとかや。さればこの二つの御事を番ひける心深きも又感ぜられたり。

註 御具足祝はむかし東照宮のめさせ給ひし御物の具を黒書院の御床にかざりて祝せ給ふ也。金のしゝのたてもものゝ御兜に黒塗二枚胴の御具足御陣刀さしそへ等まで皆戦に臨ませ給ひし時帯させ給ふ物也。皮の柄に御手澤の残りしなどかしこきまで覺ゆ。やがて出御ありてお祝ひあり、御膳撤しぬれば溜詰譜代の大名五人づつ出て拜賀す。夫より西湖の間の庇までならせ給ひ、高家雁の間菊の間の大名及び司々の拜賀をうけらる。此日宿老に具足の餅ひを給ふとき番頭の輩相伴たり。其余諸大夫布衣のともがら山吹の間のそと雁の間菊の間に召て、並居つゝ是をたまふ。元は睦月の廿日に此事在りしが、御三代の君の御忌日たるにより承應元年より改めて十一日に祝はせたまひしとぞ。

御用始と申すは此日拜賀終りて又黒書院に御着座あり、御みづから使番のやくを命ぜらる。又外の司の中を加へらるゝ事もあり。

九番

左弓場始

春風の吹上にたてる射手人のいる手にひゞくの音哉

右連歌

けふことに祝ふ言葉は正しくもみしよの夢や例なるらむ

判云、左右ともに昔の例にならひて行れ初しより、有しまゝに今の世迄もかはらず、いとめでたき御代の式と成しも、何れ勝り劣りはあらじとなむ。

註 弓場始は十一日に吹上の弓場にて行はる。射手十人折帽子水干に葛袴着し、沓はきて左右



よりねり出て坐せり。小納戸の上首御氣氣給りて、小笠原某に傳ふれば、やがて式代し弓太郎先に立二人づつ立ならびて的をいる、矢申の役はや乙の中りを的奉行に申す。事はてて御前に召、今日の祿として各紅の裏付たる吳服一重をかづけらる。皆かたに打かけてまかづ。一矢を射損じぬる者にはかづけものなし。明る日小笠原某に吳服黄金、射手の輩にもこがねを給ふ。是は享保の時、鎌倉室町の例に習て定め行れし所也。

連哥はこの日百韻の連歌を興行ある也。黒書院より竹の廊下を傳ひ、白書院の後ろにしばし立御有て句毎に吟するを聞かせ給ふ。花のもとといふ者をはじめとし、年毎に此處に圓居する者ども皆城にのぼる。此濫觴説々あれども元あるものゝ夢想の句によれりと云傳ふ。是も二十日なりしを御忌日の御由にて又この日になれり。

十番

左 紅葉山御詣

春ごとにけふ分そむる紅葉山にしきは君がみけし也けり

右 兩山御詣

さしてくる日かげのどかに霞けり上野の梢芝のうら浪

判云、御城の内なれど松楢いと木高くうち茂り、かうくしきに御宮、御たま屋建列ねたるけしきも、又芝の御山、上野の御やまの廣間にて御よそひみやびやかに、諸堂さへ建ならびしも一つくにいふべくもあらず、民草の末迄も心あつきにうちなびくべき御まつりごと、かや。

註 紅葉山御詣は正月十七日也。昨日の夕べよりさうじ清まはりあり。あやしき下すといへどもけがれにふるゝ者は城のうちに入ことをとゞめらる。西の御所にもよべよりさうじ清まはり有、御立烏帽子をめされ、御長柄に奉り紅葉山の御宮に詣でさせ給ふ。帝鑑間、雁間、菊間の大名其外五位の輩大紋に鞘卷の太刀はきて供奉す。勅額門に御長柄おくほど樂人等音楽を奏す。輪王寺の宮内陣にしまして御手ぐらをさゝげ給ひ、高家の人々神酒をすゝむ。三家の方々おろし給はる。御鏡の餅ひ雁の間の大名貳人持出で御前にすう。三家の方々も拜禮あ



り。此日三家のそりう國主の面々皆あらかじめ参りて迎へ奉る。五月九月も又おなじ。兩山御詣は先御そうぞく所にして、御風折鳥帽子、御ひたゝれに改させ給ひ、御轅にて御靈屋にまうでさせ給へり。譜代の大名その外五位の輩大紋にて御先に供奉す。大方東叡山は正月十日三縁山は廿四日也。

十一番

左 日光久能兩宮御鏡

初はるのもちひのかゞみけふみれば神と君との影ぞならべる

右 台宗參賀

枝たかきみのりの花の春の色にこけの衣は名のみなりけり

判云、尊神の御徳申もはばかりあり。右又竹園の御事にあづかれり。しばらく筆をさしをきぬ。

註 日光、久能兩宮御鏡と申は、年のはじめ二所の御宮にそなへしかゞみ餅ひのおろしを二月朔日兩御所にたてまつる也。白書院にして日光の御札同じく御かゞみ、久能の御卷數同じく御かゞみ、高家の輩一つくもていで御前にすゝむ。此時兩御所の少老出向ひてこれをと

御側の人に渡し御帳臺にをさむ。此日もよべよりさうじ清まはりあり。御兩所のたてまつりもの十七日に同じ。各もひたゝれ大紋を着す。

台宗參賀は御札納の式終りて輪王寺の宮御前に出給ひ、歳首の賀あり、台宗紫衣色衣の僧等しくいで拜謁す。御玉屋の別當坊官家司の類は帝鑑間の庇に並居て賀し奉れり。

十二番

左 進膳

うちなびく霞の眞袖こちふけば西の御とのおもの立也

右 御内書

唐衣さゝぐるかすも年毎のかしこき書の上のみよとや



判云、うちく仕る者なくては問安視膳の御孝道も伺ひえざること多かるべし。御内書などいふも一字一畫それくの御定め有とぞ。すべて御制度のいと大きやかなる中に、さゝやかなる事迄おろそかならざるお事、其中に入る者なくてはしらざる事多しとかや。

註 進膳と申は年のはじめの賀に御所の西城にならせ給ふや、宿老少老の人々あらかじめ彼殿にまゐり大廣間のひろ庭に出迎へ奉り、西の御所にも四の間のほとりまで出むかはせ給ひ、先導ありておまし所にゐらせ給へば、御みづから熨斗匏を進めおもの参らせらる。三卿の方々にも御かはらけを給ひ、御次にして饗膳をいださる。宿老少老近侍のともがらにも料理を給ふ。この日西の御所にまゐれる人々は皆のしめ半袴を着せり。

御内書は端午重陽歳暮に萬石以上の大名より兩御所へ時服を獻れば、其後御書を被下、西の御所のは彼とのゝ宿老の奉書也。是を世に三季の獻上と云。宿老の中一人此事を承りて諸大名の家臣を己がたちに呼て自ら渡さる。歳末の時服は十二月に獻り、明る春二月に御書をわ

たされ、端午重陽のは六月十月に下さるゝなり。

十三番

左 釋 奠

三度たち三たび備ふる酒杯のみだれぬ數も更に見えつゝ

右 講 書 始

かくはしき道ふみみよと教けり梅さく頃の春のむしろに

判云、征伐終り給はざる中にも右文の御政行れしをはじめとして、みな其御掟より釋奠講書今に絶ず、げに有難き御代のためし成べし。

註 釋奠は二月中丁の日先聖孔子を昌平坂の大成殿に祀らせ給ふ也。元は上野に在しを元祿四年二月今の所に移されて、御自詣で給ふ事もをりく有しより殿造りなどもくはゝり、其禮



も彌盛になりぬ。今の御所にも東えい山に詣させ給ふをり参らせ給ひし事あり、釋奠の日は儒臣林何がし初獻を進め、亞獻終獻は博士めし輩これを備ふ。其餘御旗本の子弟等皆此事にあづかる。兩御所よりも御代参を立させ給ひ、太刀馬代のこがねを備へらる。三家三卿の方々を始諸の大名皆獻備す。秋も又八月中丁の日に此事あり。

講書始は林何がし月毎に雁の間にして四書を講ず。高家を始めもろくの司皆いで是を聞。執参各一人山吹の間に着座あり。此事元祿の御代よりはじめられて年毎に二月十日講筵を開かる。

### 十四番

左 新年勅使参向

匂ひくる大内山の花にまた春とこたふる峯のまつかぜ

右 勅使饗宴

さくら花かざす春べに成ぬとや大宮人にみあへすらしも

判云、上を尊び誠を盡し給ふ御まつりごと、昔より今に至る迄いさゝか變ることなし。げに有がたき御代ならずや。

註 新年勅使参向と申は、とし毎に禁裏仙洞中宮東宮より勅使として上達部を下されて歳首を賀せらる。二月三月の間此事あり。御たいめの日は兩御所御直垂をめされ、白書院に出させ給ひて其式あり。勅使の人々各大内よりの賜もて出で御前に進む。有司のともがらひたゞれ狩衣大紋等を着せり。御返營の日も又これに同じ。老職の人もて歸京の暇を給り引出ものあり。勅使饗宴は大廣間の舞臺にして猿樂興行せられ、要脚廣蓋等のことあり。此日白書院にしてあるじまうけ有て七五三の饗膳を出され、なら臺を賜ふ。出仕の面々皆のしめ長袴を着せり。

### 十五番

左 上巳参賀

君をまづ祝ふ心のいそがれておのがみの日の祓をもせず



右 追鳥狩

鳴てたつ野べのきとすもつはものゝ道ふみならすしるべとやなる

判云、参賀は申もさらなれど追鳥狩の享保の頃行れしをぞ、今又昔に返させ給ふ御事の有がたさ申も憚りあればなむ。

註 上巳は年毎に三月三日白書院にして三家の方々溜詰の面々拜賀す。後大廣間に渡御ありて國主の面々より初め大小名の拜賀をうけらる。皆のしめ長袴を着す。此日土御門家より巳日のはらへ撫物など参らせ、又兩御所より御臺所姫君の御方々へひいなを贈らせ給ふ。執参のともがらよりも是を奉ることあり。

追鳥狩と申は三月の末駒場野にならせ給ひ、おほくの雉を追出してからせ給ふ也。此日兩番の頭、組々を引るて隊伍を分ち、かけひきするさますべてをうしうみゆ。御みづからも馬をはしらせ杖にて雉打せ給ふ、圍みをもれし鳥あれば番士等歩より追かけて是をとり、直に御前にもて出で御覽にそなふ。此事享保の頃催されしかどその後秋鶉狩ばかり有て久しく絶てなかりしが、その御代に又おこされてふたゝび三たびならせ給ひし也。

十六番

左 供新蔬

君ぞみん名におふふじのねたかうなその畑ものもいやつぎくゝに

右 茶 壺

木のめつむ里の手ぶりもかたれ人宇治のわたりに往返りつゝ

判云、供新蔬の御事がらやまとの昔よりかけてかはらず、如在の御誠よりかゝる類ひ迄も限な  
かなるべし。



註 宇治の茶たくはへさせ給ふも、昔よりの御掟にて、新蔬の御そなへに其意かはる事はあらずかし。供新蔬と申は彌生の頃駿府より初めて應て參らせしがうなを、御官及び代々の御靈屋に備へさせ給ふ也。老中の奉書そへて御官御靈屋の別當にわたさる。茄子、瓜等を進めらるゝも亦おなじ。

茶壺と申は數寄屋の頭に茶壺をもたせて宇治にのぼせ新茶を下さしめらる。元は佳頭をそへられしが今は大番の士是にそへり。壺の口ひらかるゝ時は數寄屋の頭茶を點じ、宿老少老の人々これを試みられ、御官みたまやにも供せらる。

## 十七番

左更衣

けさよりは夏にあはせの衣がへこれもあづまの手ぶり也けり

右 大名交替

歳ごとに行てはきぬるかり衣ころもてる日の卯月水無月

判云、今は都にてもかの白重ねなど云粧ひはなしとかや、こゝには只わた入たるを更ふるのみなり。卯月の交替は國主のたぐひ也。すべて一年はわがしるかたに在て親く民をなで武を講じ、一とせは江府にのぼりて勤ること年久しけれ共、いさゝかの違ひもなし。いづれも一年に一度の旅路を経ぬれば、おのづからものに怠りすぎふ心も薄く、且は山をこえ川を渡りて、風にくしけづり、雨に沐せしむかしを思ひいでつゝ下をあはれみ上をたふとむこゝろもおのづから深かるべし。

註 更衣は京都には此日より單の衣を用る。こゝには旬など云ふ事もなく、唯給鬘斗目に更るばかり也。これよりは東帯衣冠のをり單の袍を着す。この日かもの宮司歳首を賀しに下向してまみえ奉る時、二葉の葵をまゐらする也。

大名交替と申は、去年暇たびて國々に在し大名、一とせの期に成ぬれば皆參府す。國主外様の面々おほく四月を期とす。譜代の輩は大方六月をき、所領の人々はまた八月に至り半年のいとまをたまふもあり。國主の人々は其家がらにしたがひ宿老をもてねぎらひ給ひ、又は奏



者番、使番をむけらるゝも有て一様ならず。後たいめ給はる日各土宜を獻す。いとま給ふ時も亦是に同じく、鷹馬其外賜もの各しなあり。

## 十八番

左 日光山御祭

折しもあれ神の心もやはらかに清きを時とまつるけふ哉

右 紅葉山御宮詣

わが君のはこぶあゆみの千代の數爰にもそへて祈る神垣

判云、ふたら山の御まつり天の下になりひびきて、たぐひなき御事なればいはす。紅葉山の御宮へ詣でさせ給ふも、げに千代の數そへて守り給ふらん事ぞいと頼もしき。

註 日光御祭りはかの山にして年毎の四月十七日にあり、代參の高家參拜し、祭禮奉行の大名

貳人其事をうけたまはる。祭の日は先持鉾のつはもの百人、持鉾のそくし一人、獅子頭、田樂法師各一人、神樂男五人、八少子八人、三綱僧一人、社家四人、神馬三匹、神馬の別當是にそふ。銃炮五十挺、弓五十張、鎗五十筋、鎧武者百人、童形十二人、掛面のもの五十人、神醫四本、神旗負て馬にのれる者一騎、神劔負て馬にのれる者一騎、神事の鉾十一本、猿面被りし者卅人、猿牽十人、宮仕神人六十人、東遊の舞人三人、伶人二十人、鷹十据、御祭儀の奉行二人赤色の衣冠指貫して供奉す。次に素袍着せし侍五十人、鳳輦の神輿、葵の御しるしをつく。則東照宮也。次の神輿は山王權現なり。三巴のしるしをつく。其次の神輿摩多羅神抱茗荷のしるしをつく。大千度、日光山ぶし三十人、侍五十人、里山伏二十人、三の神輿の御跡に供奉す。御祭儀奉行のすき其外雜人等皆御供に扈從せり。九月十七日も御祭ありて代參の高家祭禮の奉行一人をむけらる。神輿は東照宮一座のみわたらせ給へり。祭式等大方かはる事なし、人數はおのづから多少ありとぞ。

紅葉山御詣は卯月十七日、此地にしても兩御所御轅にてもみぢ山に御詣あり、御そうぞく元日におなじ。三家の方々豫參の面々諸大名の供奉すべて正月十七日にことなることなし。



十九番

左 鶴狩

ほととぎす鳴音は雲のよそにして鳥立たづぬる蘆ま萱原

右 端午参賀

御そのふの竹のこのよも幾千旗かぶとのもとに採そへてみむ

判云、げに萱まこもなどおし分て追たつるいさましきに、郭公をもよそにしてとあるはよく心を得たるにや。

端午の参賀もよそひ涼くみゆめり。殊に長きねざしのあやめかぶと御はたなど建つらねたるもいとめでたき御事共、詞にもものぶべうはあらずなん。

註 鶴狩は四月の頃小沼にある鶴をからせ給ふなり。徒士頭の面々かち衆を勢子となして、か

や原の中の鳥を追出す。御所にも鷹をすゑさせ給ひ、此事にかづらふ輩鷹すゑて堤に在り、ばんはさらなり、よくこゝろくひなのたぐひ出るにしたがひてこれを合す。あるは萱原追入、あるは一つに鷹ふたつあはせなどして、いとらうがはし。是もかち武者のかけ引を見そなはし給ふにやあらん。

端午に軒毎につかふ蓬をさしはさむ事は、都鄙の隔なく出仕の人々みな長袴きてことぶきをのぶ。其式上巳にかはることなし、この日より麻の御衣を奉れり。若君誕生あれば兩御所をはじめ御方々より菖蒲兜をまゐらせられ、國主外様譜代の大名よりもこれを獻す。北のとのゝ前なる大路に假屋をたて壇を設けてこれをすう。その數幾もゝちなることをしらす、白地に御紋の簀二十ながれ、紅白の吹ながしなど風にひるがへり、かたはらに鎗、長刀、弓、矢なくひの類ひの立伏いかめしく建列ねたるけはひもげに武門の有様也けりとみゆ。

二十番

左 山王祭



あめが下くもりもあらし水無月やけふは日よしの祭しなれば

右嘉祥

千よのかす敷ならべつゝ諸人の手にまかせたる今日のたまもの

判云、まつりは中つ頃といかめしう奢長じたるさま也しが、今は其ほどを定められしとか聞えぬ。嘉祥の御菓子かのひろらかなる御間に蚝しきたらんやうに折敷うちならべたるはめづらしき御式也けり。さして是にはまさり劣り云べくもあらず。

註 山王祭禮は水無月十五日にあり、此祠もと紅葉山に有しが御たまやを建らるゝとき麴町に移されて其後又今の所に遷座有しとぞ。まつりのをり渡らせ給ふ神輿三は國常立のみこと、足仲津尊、伊弉冊尊なりとなん。當家の御氏神にておはしませば、常に御祈御修法など有り。故に此日は朝とく代參をたてられ、吹上の高どのに棧敷をかまへ、兩御所を初め奉り御方々も物見させ給ふ。先賢木をさきとし猿鶏の形造りしもの初めに渡り、夫よりつぎのねり物

など云物いくつともなく引つゞきたり。中に附祭など云は五節の舞姫覚えて袖をひるがへし又龍の都の粧ひをまねびたるなど其外わざをさざるがうわざするたぐひみるに片腹いたきも多かり。御こし三鳳盤にて渡らせ給ふ。社家どもの衣冠して馬にのりたる桃尻なるも似げなし。歸りのみちは徒頭組子をひきゐて従ひまゐらす、今日の物見とて大路に棧じきかけわたし、男女とよみあひつゞさし櫛も落ぬべきさましたるもをかし。

嘉祥は室町の頃より初りしにやあらん。當家にては代々の佳例となれり。六月十六日兩御所大廣間に渡御あり、二三間にかけて菓子一くさづつ折敷にもりてならべおく。其數二ちゞばかりもやあらん。兩御所には大廣間の中段におはします、松間の中少將侍従の面々一人づつ出て板椽に着座あれば、打蛇菓子を御まへに進め、相伴の輩にも出す。各折敷をもちてまかづ。それより譜代の中少將侍従四位の人々ひとり／＼出ておしきを持ってしりぞく。此間暑きにより入御あるの旨を宿老より列座の面々に傳ふ。二間まで渡御有てのち入御あり、譜代外様の大小名國の司々番士同朋のたぐひに至るまで或は五人あるは九人、ひとしく出て彼折敷を持ってまかづ。



廿一番

左 新穀

人しらぬ山田のたごのいたづきもほに顯るゝ時は來にけり

右 水馬水泳御覽

にほ鳥のおき中川に浮びいで誰かまさると水くゞる也

判云、左の御事などは多く人のうかゞひ得ざることにて、都にのぼさるゝもこゝに備へさせ給ふもげに有難き御ことにこそ、右の事も享保の頃ほひより始りしとかや、猶其頃よりは今に至りて加る事もいとくはしく、練したる輩も多く成しとぞ。新穀の御事は今までわが輩もしらざりしぞかし。ひろき御まつりごと百のかすなれば、有がたき御事もしらすで過ぬるもいと多かるべし。かゝる御徳を世に廣め知することこそ大和歌の本道なるべけれ。

註 新穀は其年の初穂を大内へまゐらせらるゝや、伊豆國土肥村より貢する所の米を用ゐられ、宿老の奉書を添て都にのぼさる。此月御宮御靈屋へも備へさせ給ふ。古しへのぬき穂の遺風

にやあらん、今は六月に此事あり。

水馬水泳御覽は徒士頭組子をひきゐ、ぬき手、立およぎなどさまぐの業をなさしめて後、たはぶれにおよぎながら文字をかき、又は舟底をくゞりなどするわざす。此をり旗本の中その事に練たる者馬にのりてわたす、中にもものゝぐして渡せるもあり、御所には兩國橋のあたりに御船うかべて御覽せらる。大方是も六月のうちの事也とぞ。

廿二番

左 六月祓

君が代は千よも八千よも越ゆる輪の外には何をわがいのらまし

右 七夕参賀

かさゝぎの翹ならぶるをりしもあれ袖をつらねていはふ諸人



判云、千年のいのちのばへ給ん事もいとしく、七夕の参賀のみな白き麻衣着たる様も涼しげにこそみゆれ。昔人の思ふ事皆つきねとは今の我等が如きの上也けり。天が下の御政御心のまゝになしたまふ御代に何をかはと云ふを、又雨風の時にしたがふ事も民くさの上より四方の海によそまでも御こゝろを盡させ給ふ故なれば、いかでさは申奉るべきとか云者も有となん。

註 六月祓とて茅の輪をこえ人がたなど云もの流しぬることは常に聞ふりし事なれば、今更に云に及ばず。年毎に祓の具、茅の輪等八足の臺にのせて土御門家より参らせ、みそかの日おまし所にして此式あり。これにかゝづらふ者は皆長ばかまを着す。彼茅の輪御撫物のたくひはかち頭のなりにて品川の海に流しやりぬるとぞ。又船手のものもくはゝるにや、望月ある年はのちの晦日を用ひらる。

七夕参賀は各白き無紋の麻の單を着す。此外上巳端午にかはることなし。六日の夕べよりさゝ竹に願の糸をかけ、短冊などにもものを書いて星に備へ、管絃の具など手向る事乞巧奠をまね

びし也、此日大名の面々其家々により鯖代を獻す。

廿三番

左 生見玉御祝

人の子の千代もといのる理りもかみをまねびのふみ月の空

右 賜 鶴

わが君のみことかしこみ門を明て雲雀の使今や待らん

判云、いきみ玉の御ことぶき孝道の深き御おきてなどは云も更なり。此ひばりの賜は其家々のめいほくにもなれる事とぞ。此二つの御事何れとも云がたけれども、百行の本とかいへば千よもといのることほきは猶いとゞたふとき御事なりけらし。

註 生見玉と申は七月十一日西の御所より饗膳を参らせ給ふ也。のしあはび御自ら進められ、



薄盤三汁十菜の料理をまゐらせ給ふ。三卿の方々も出仕ありて、兩御所より御かわらけをたまひ、執參を初め近侍の面々にも酒肴を給ふ。十五日には西の御所濱の御そのに成せ給ひ、すなどらせたまふいを、御所に參らせ給ふ事あり。

賜鶴とは七月の頃小鷹にてとりしひばりを三家三卿の方々、國主の面々、在府の大名のうち家がらの人々に分ちたまふなり。

廿四番

左 孟蘭盆會

紅葉山そめもそめすも蔭高き手向はうけよ世々の御玉や

右 八朔參賀

豊なる秋をたのむの祝ひとや袖にも雪の色をみすらん

判云、此番ひいづれを何れとも云難く也。

註 孟蘭盆會と云は七月十四日紅葉山の御玉屋に詣でさせ給ふ也。御宮は神に祝ひ奉りしにより今日の御詣はなし、東えい三縁の御山にも布施し給ひ、まうけものなど供せらるゝ事は世にしる所也。

八朔參賀は各自麻衣に長袴きて出仕し、三家の方々溜詰宿老の人々白書院にして悦びを述べられ、國主より譜代外様の面々は太刀折紙を獻ること、元日に同じ。今日は官位にかゝはらず祿三千石以上の輩皆たてまつれり。此事はやくより聞えし事なれど、干戈をさまり御代しろしめしたる日なれば、殊更に祝ひごち給ひしならむといへる人あり。

廿五番

左 馬御進獻

久かたの雲のうへまで行ものは秋の月げの駒にて有ける



右 九月更衣

さく菊の花の籬のきせ綿を人の上にもけふや重ねん

判云、長月の衣がへも只うちぎをかふるのみとぞ、またかの駒牽の残れるためしも、其まゝにかはらず、年々ひかせ給ふこといと有がたき事なるべし。

註 馬御進獻は馬やの中の駒を撰ばれ、八月朔日に在京の大番頭を御使にて内へまのらせらるゝこと也。これらは古の駒牽の名残にやさぶらふらん。

更衣は九月朔日より給の衣に更る也。又九日にわた入し小袖に改む。東帯及びすべてのさうぞくは、四月朔日より九月晦日まで夏を用ひ、十月朔日より三月晦日迄冬を用るなり。

廿六番

左 重陽参賀

祝ひおく世を長月の袖の上にちらぬ花田の色をみるかな

右 神田祭

つどひ来てまつる神田の里かぐらねるは誰子ととひあへぬ迄

判云、かならず花田の衣きるが中に舊き例のこして一人ふたり、黒ききぬ着たる又をかし。此祭も初め云し如く、今はほどを定めものし給ひしこそいとたふとけれ。

註 重陽参賀は九月九日に行はる。彌生三日さつき五日の節に替ることなし。只出仕の面々花田色の小袖に長はかまをきる。昔はさもなかりしにや、いつとなくこの色にのみなれりけるを舊きをすてしとにや。目付衆の中にひとりふたりつるはみ色をまじへきる也。此日兩御所にもちぐさ色の御衣を奉れり。

神田祭は年を隔て九月十五日にあり。明神は大巳貴尊をまつれり。世には相馬將門をまつり



そへしと云傳へ、依藤太が末葉の者は今もみこしを拜むことをはゞかる。氏子よりねり物を出し、棧じきをかまへ、物見に出る有さますべて山王祭に異なる事なし。されどおほやけの御覽はなく、只御垣間見と名付て月次參賀終りて後兩御所以上の高どのにならせ給ひ、うちうちにて御覽あり。

廿七番

左 大的御覽

濱かせのそれにはあらぬ吹上に玉もかつける秋の射手人

右 草鹿丸物御覽

さた／＼のしわざをかへてひく弓も心のまとはたゞひとつのみ

判云、何れも享保の頃より生まれりとかや。げに弓矢の道治れる世にも、たゆまぬ御政いとあふぐべきことになん。此番ひいづれを甲乙矢とも云がたし。

註 大的はもろ／＼の番士一隊の中より射手三人を撰び出し、以上の弓場に於て大的仕かまつるを御覽有、諸矢たがはぬ者には御衣一重ねをかづけらる。元は年毎に二度御覽在りしを、近き頃は九十月の頃にもよほさるゝことゝなれり。草鹿丸物は鏡倉の右大將富士の狩に弓手の鹿を多く射損じ給ひしかば、下河邊、小笠原、武田等の武士故實をかうがへ、鹿の形を作りて參らせしを、馬をさせて矢つぼを試み給ひしによく中れるにより、後草鹿丸物にかへられ、其後歩射と成しとなん。今一流大的に對して間の物といふ。是も以上にて見そなはし給ふなれど、うち／＼の事なれば、皆近侍の人のはからひ也。中りよき者には腰さしやうの祿を賜ふとぞ、是も大方は大的とおなじ頃御覽ある也。

廿八番

左 玄猪

秋をおきて時こそあれとさく花の鏡はけふのもちひ也けり



右 御誕辰

玉松のもとの二葉をかぞへてもこもりし千世の數はみゆらん

判云、上と下との隔りぬること、治れる代は殊にはるかに覺ゆるに、かゝる事など今も絶せず皆脱劔膝行して御前ちかく出れば、御手づから給ひぬるなどいと有がたきことなりかし。御誕辰の御ことほぎこれはからにも例あることとぞ、げにも千代のかす算へても盡すべくはあらずなん。

註 亥猪は亥の子と稱せり。十月上の亥の日を用ひらる。さはりあれば、後の亥を用らるゝこともあり。溜詰譜代の大名、外さまにも藤堂、立花、遠山、片桐のたぐひ昔より出仕せし家の者は皆熨斗目長袴着て城に登る。暮かゝる頃より白書院におほく燈を點し、兩御所上院に着御あり、五箇の餅ひ薄盤にもり菊の花を摘そへて御前にすゝむ。布衣より上のともがらには御みづからは是を給ふ。次に大きなひら臺二つ、餅あまた積重ねてしきみの際に置、布衣

以下の司もろく番士同朋に至るまで七人づつ出て臺にある餅をとりてまかづ。此夜兩御所御のしめの下に紫の御衣を奉るとなむ。これ室町家などの舊き世の姿なるべし。御誕辰は御所の生れさせ給ひし日を祝はせ給ふ也。今の御代には十月五日此事あり、執政をはじめ諸の司々熨斗目半袴にて出仕しもちひを賜ふ。又奥の舞臺にてさるかくを催され、執參及び近侍の輩に見る事ゆるさる。西の御所には五月十四日に祝はせ給ふなり。

廿九番

左 駒場野小鷹狩

御狩する駒ばの野べに立鶉これもむかしのしるべかほなる

右 鶴御狩

すべらぎの千代のおものゝ例とや鶴のみかりに君が出づらむ

判云、これも亂るゝを忘れたまはぬ御心よりはじまりしとか、又此鶴をみづからとらせ給はむ



とて朝霜ふみ分給ひて、田の面あぜ道行きてかりくらすせ給ふ御事、げに上をたふとび給ふ御心のふかさ申もことにはゞかりあり。都にてもたてまつらせ給ふ鶴によりて御式などもあることゝなむ。

註 駒場野小鷹狩と申は享保の御時諸手のかけひきを習はしめ給はむとにや有けむ、是を催されしが、今に至るまで年毎に十月、十一月の間に此ことあり。番頭番士鷹飼の者は云に及ばず、これにあづかるともがら皆はなやかなるよそひして番頭は采配をもちて下知す。供奉の輩小老より以下は其限りにあらず、只馬にて扈從す。はじめ御たてばに成せたまひ、御けしき有て少老を始め近侍の人々、中、奥の輩までも各馬をのりこゝろむ。やがて御馬にめされ隊伍を亂さずかり場にならせ給ふ。番頭諸士も馬をすゝめ勢子をいれてうづらを追出し、落見の騎馬おちぐさを見て告れば、くつばみを揃へて輪をのる。此時目付役馬をはせて告参らすればたゞちに御馬をはやめられ、皆のりつれてしたがひ奉る。汗馬の行ちがひかち立のはしり遶るさまさながら戦ひに臨めるが如し。少老及び御側の衆には御氣しき有てたかを合さ

しめらる。此事つかさどれる番頭もみゆるし有て合する事あり。事はて小高き所に休らはせたまひ、番頭番士の大輪を御覽あり。これより駒場の假屋に入らせたまひ、番頭をはじめ供奉の面々迄くだもの酒肴を給ふ。兩番頭四人はこと更に序を設け、少老いで仰をつたふ。鶴の御狩は内仙洞、東宮へまるらせられんが爲に、御自ら狩に出させ給ふ也。三つを得させ給ふまでは御供の少老はせ参りて悦びをのぶ。これも霜月はすの頃にあり。此日従ひまらせし輩にも鶴血をしためるさけを給ふと聞けり。

## 三十番

左 初雪

雪の上にあとみせ初て立鳥のいさとも人をいふばかりなる

右 賜雁

誰も皆君に心のよるとなしたのむの雁はこれにや有らむ



判云、左の御事も舊くよりの事とぞ、賜雁は元寛永の頃有て中絶しを、享保の頃におこさせ給ふとかや、城主の輩には御使してたまふ也。さなきはべちに殿の中に於て雁のあつものたまひし事もありしか、みな君とひとゝのしたしみふかき御掟なるべし。

註 初雪は始て雪降日、三家の方々より使を参らせものを奉りて御起居を伺はる。二度三たびも亦同じ。雪は鳥のあと付たるをみて出仕し、なるふる時は御倉の白土落て水桶の水こぼるゝをしるしとすと云傳へたり。されど時のおもむきによるべし。年返りて後も七日を過て雪ふれる折は三家の方々より御起居をうかゞはるゝ事初雪の如し。

賜雁は三家三卿の方々を始め、國主城主にいたるまで鳥飼の雁を給ふ也。享保の頃城主以下譜代の大名を殿にめされ、鷹の鳥をてうじて賜ふこと有しと聞ゆ。又國守の中家がらの輩は鶴を賜ふことあり。在國の人には奉書もて賜れり。霜月師走の頃はらのことあり。

## 卅一番

左 騎射狹物御覽

千束弓ひきでいる矢と吹風とこまのあゆみと何れはやけむ

右 奥州馬御覽

天さかるひなのあら野にすむ駒も君にひかれんことをのみこそ

判云、何れも武を備へさせ給ふ御掟いと有難くこそ。

註 騎射は推古天皇の御宇より始りしと公事根源に見えたり。うま弓と訓じ、すべて馬にのりて弓いるわざを申也。享保の御ときもはら物のふの道をすゝめ給ひ、かゝることも猶穿鑿有て御詞をそへられ、しばゝ御覽有て、この後騎射はさみものと唱ふべしと仰せありしより一つの名目とはなれり。誠は流鏑馬の騎射の略式也となん。御覽の日は射手廿五人を撰びて狹物をいさせ、吹上の高どのにして台覽あり、五杖のものはむかばきを付、あくる日指南せし者に呉服、射手の輩には各大判を給ふ。これも多くは十一月の頃にあるなり。



奥州馬御覽は仙臺南部より馬あまたひき來れるをみそなはず也。一年は仙臺をはじめとし、一年は南部を先とす。此事にあづかる少老あらかじめ吹上の馬場に參らる。兩御所の御心にかなひたるは侍臣の中是を乗こゝろむる事も有とぞ。

卅二番

左 碁將碁御覽

世にすめば誰しも心のかちまけを石とこまとの上にみる哉

右 歳暮褒賞

懈らぬ心の奥も君ぞしる仕ふる道に人をすゝめて

判云、石と駒とも只事なさぬよりはとゆるし給ふとか聞けり。はかなきこともそれ〴〵撫させ給はず、其家々は猶おのが業をつとめて怠らぬ御教も又一年の勞ねぎらひ給ふ御政も、何れ増り劣りはあらじかし。

註 碁將碁御覽は十一月十七日、碁は本因坊、井上、安井、林のたぐひ、將碁は大橋、伊藤のものどもめされ、黒書院の庇にして御覽あり、執參の人々は廂の西に候し、寺社奉行は皆次の間に侍り。事はて今日の勝まけをしるして奉れり。安永、天明の頃は殿中伺候のともがらのうちより召合せられし事も有き。

歳暮褒賞は百の司より下つかたすべてことしげき職の者には一年の勞をねぎらひて祿を給ふことなり。二日に分ちてこれを給ふ。呉服、大判、こがね、白がねのたぐひ、其ほど〴〵によりてしなあり、執參の人々仰を傳へらる。下すばら迄も其勞にしたがひて賜あり、大方十二月三日五日の程に行はるゝにや。

卅三番

左 煤拂

行としとともにつもれるちりなれば拂ひすてゝや春を待まし



右 敍位

五八

むさしのゝ露の恵にかゝらずばうす紫もいかでそめまし

判云、年々につもれるちりを打拂ふは鄙ぶりめきたることながら、いや高き御とのゝ内も又かはらずとかや。

敍位の輕からぬ事は申にも及ばず、都で關東の官は員外になし置かれ給ふもいとすぐれたることなめれかし。さりとして御宣などは猶ことなる事なく、みやこよりたまふことに定めおかれしもいとやむことなき御おきてなるべし。

註 煤拂は、しはすの十三日の朝、年男の老臣、のしめ長袴にておまし所の上だんにはう木を入らる。それよりとのゝ中の産をはらひ清むる也。けふはみなの上め半袴を着せり。

敍位はしはすの十六日十八日の頃にあり、國主の人々より高家譜代のたぐひ迄中少將侍從等その家筋、あるは功勞によりても敍任せらる。又四位にはかり昇さるゝをば、こなたにては

四品と稱せり。其餘繼々かうぶり給り、布衣などゆるさるゝもある也。

卅四番

左 歳暮参賀

治れる代をこそ祝へ花もみぢなれにし年の行につけても

右 節分

冬と春と行かふ道の誰彼も迷はでのぼるとのゝうち哉

判云、年の終の御ことほぎもせちぶの御式も末長き御ためしにて、何れをいづれともわきてはいはし、ひら木のはといはじと云。いをの頭を門々にさす事なるを、御城の御門にはしきみをひら木にかふるとか、今の櫓はかの眞賢木とかいふ物にて、神事などに用る物也と聞けり。これも舊き御例なるべし。

五九



註 歳暮の参賀と申は十二月廿八日、諸の大名、百の司々みなのおしめ半袴きて出仕す。その式月次参賀にかはることなし。節分と申は立春の前の夜儼をやらひ、豆をまくこと、都鄙皆同じたそがれの頃、年男の老臣長袴、其餘の宿老少老は、のしめ半袴にて出仕あり、奥のおまし所にまめを置かれ、執参の人々も敷をのべらるにやあらん。此夜宿老少老の外はやかたに出仕するにいたらず。

幕朝年中行事歌合下

臨時之部

卅五番

左 將軍宣下

あめが下しづめませてふみことのり宣下傳ふるけふの尊さ

右 御轉任御兼任

位山高ねの花の陰しめて木づたふ鳥の千代の諸聲

判云、絶せぬ詔にたがはぬ御代のしるしの有難さも、高きに移る鳥の聲も、元より何れをいつ



れとも云難し。かゝる御世に世々つかへ來にけるかしこきをおもへば、老の涙とゞめかねたる事にこそ。

註 將軍宣下と申は内より勅使もて征夷大將軍の宣下ある也。その日は白の御さうぞくに奉り、黒書院にて御衣紋の式、御身固の式あり、次に御位記、宣旨、執政の人もち出で御覽に備ふ。夫より白書院に渡御、三家の方々溜詰の衆今日の御賀をのべらる。やがて大廣間にならせ給ひ、勅使、院使、中宮使、東宮使等各座につけり。告使庭上に進みて天に仰ぎて御昇進と二聲よべり。副使覽箱のふたに宣旨入れて、車寄の方の板しきより持來る。藏人何がし是を取て御前に持出、高家の人ひさしの間に出向うけ取て御前に備ふ。征夷大將軍淳和并學兩院別當源氏長者兩宣旨各四通御拜覽あり、覽箱は高家はを徹し奏者番に渡す。其箱に砂金を入れて返し給ふ。奏者番持出で藏人に渡す。又宣旨覽箱に入れて副使もていづ。高家取て御前に備ふることまへのごとし。内大臣隨身兵伏右近衛大將如元牛車兩宣旨五通前のごとし。御拜覽あり。勅使院使等の人々座をしそき重ねて祝はせ給ふ所の太刀折紙、勅使院使等もち出らる。次に攝家門跡勾當内使のつかひ召出され、勅使等の私の悦びをもうけさせ給ふ。おとゞ官方

のうち參向あれば此次手に御對面あり。其外下向ありし殿上人、地下の官人迄も拜謁せり。此日出仕の面々皆束帶、布衣、素袍を着す。其後日をへだて勅使及び參向の人々を饗應ありて、申樂を催さる。御轉任は内大臣を轉じて左右の大臣にすゝませたまひ、大相國にもならせ給ふを云へり。御兼任は西の御所大納言にて大將をかけさせ給ふ也。都より勅使、院使を下され、殿上人及び地下の官人も參向せり。其日兩御所白の御さうぞくに奉り、出仕の面々も束帶、布衣、素袍を着せり。御所の御衣紋、御身固の式、其外告使の作法宣旨の覽箱の次第、すべて將軍宣下のごとし。

### 卅六番

#### 左 御婚儀

榮行く例は五百つ八十餅のかすよりこえてかぞへおかなむ

#### 右 御臺所御紋位

更に又みがきそへてや玉だれのみすのうち野の月はすむらむ



判云、此二つの御式はみすの外にては伺ふことも難けれど、たゞ關雎の御徳代々に久しからず内の、月のさしのぼる光もまたたくひなかるべきにこそ。

註 御婚儀は大方攝家官方の姫君を迎へさせ給へり。あらかじめ下向のこと有て本城に入らせ給ふ。納采、納幣等の式はかぞへたてむも言の葉たるまじければもらしつ。その後吉日を撰びて御婚儀あり。五百八十餅のとりかはしを始め、御祝ひの饗膳の作法、うるはしき限りを盡しためれど、うちくの事なればくはしく知る者なし。是より御臺所と稱し奉り、西の御所のは簾中と申奉る也。三家の方々を初め参らせ、執参及び近侍の面々百の司々も有合ふ限りは宴を給ふ。溜詰をはじめ無地鬘斗目半袴にて出仕し、老職に謁して悦びをのぶ。此ことうけ給はれる輩は、かちの無地のしめ、同じ色に筋付たる上下を着す。御臺所の御紋位は勅使参向のついで三位に敍せらるゝの宣旨を下さる。殿上の間にして高家は是を受とり執政へ出す。執政廣しきに参り、老女もてこれを言上し、御位記をも渡さるゝとぞ。一位にのぼらせ

給ふ御事も有り、是又みすより内の事なれば知る人なし。

卅七番

左 御年賀

千とせ山ふもとの松の老樹まで同じときはの春にあひつゝ

右 若君御誕

君がよの數とりそへむ初めとてみがける玉の光をぞ見る

判云、御賀の千とせの聲も盡せぬものから、竹の千尋に千代をこめたる盡せぬ御榮こそこと更に覚え奉りけれ。

註 御年賀は四十より賀せらるべしといへども、五十初度より祝はれし事もあり。此日執参及び近侍の輩のしめ半袴を着す。西の御所よりもいらせ給ひ、御附の老職して綿百むら二種一



荷をまゐらせらる。兩御所おまし所にして御祝ひあり、三卿の方々も参り給ひ、執參をはじめ、近侍のともがらに酒を賜ふ。三家の方々よりも使もて樽肴をまゐらせらる。此日宿老を初め、御側の衆およびくすしのたぐひ、年老たるまで仕へし人あれば殊さらに宴を給ひ、こそめの衣をかづけられ、是より後紅裏の小袖をきる事をゆるさる。都べて尙齒養老の御旨なるべし。これをことほぎまゐらする迎、唐のやまとの歌など奉りし事もあり。

若君御誕と申は男君生れさせ給ひぬれば、御所より御刀、脇ざし、守り刀、御産衣等をまゐらせられ、御臺御方々よりも御贈ものあり、三家三卿の方々を始め、諸の大名よりもみはかせ、御産衣をたてまつり、御宮みたまやへの御使、所々の御祈みすほふなど云も更也、墓目、御篋刀等の式いとうるはしき事どもなり。兩御所に参賀する人々高きいやしき大方残ることなし。七夜の御うぶやしなひを始め、猶くさくくの事多かれどくたくしければもらしつ。

## 卅八番

左 御宮参

祈りおく千代をあまたの宮めぐり君の御おやの神にはじめて

右 御髪置

君が手にけふ撫でそむる黒髪の白かみそはむよはひ久しも

判云、御宮参ことごとくに御行装常にかはれり。御怡びをともにせさせ給ふべしとにや。昔より通御の道々の家、窓あるも戸をささず、簾より伺ひ奉ることを御許し有とぞ。御髪置の御式などは是もこすの外にては伺ひしることを得ざるなり。

註 御宮参りは若宮はじめて紅葉山に詣で給ふ也。三家の方々並に庶流、御宮に豫参し、宿老少老の人々もあらかじめ参らる。事終りて大廣間に歸御、夫より山王の社に御詣であり、譜代の大名嫡子、庶子、布衣三千石以上、寄合の長男前髪ある者を撰ばれて馬にのりて前驅せしむ。是を小人騎馬と云へり。譜代大名高家の類ひ布衣の輩、下乗所に並りて拜謁す。宿老少老各二人御供に扈從せらる。山王の祠に御拜ありて後、宮廻り等のこと終りてかへらせ給ふ。



此次手に掃部頭それがしの家に立よらせ給ひ、あるじまうけ、いとうるはしうてその妻子しそく迄も拜謁す。御刀及び白銀、巻物等そこばくを給ふ。かの朝臣よりも御鎧その外くさく物の物まゐらす。歸御の後御所より紅葉山の御宮に代参をたてらる。

御髪置は御年三つにならせ給ふ頃はひ御髪を置せ給へり。すべて北おもてにてせさせ給ふ祝ひなれば、くはしきことはしるもの少し。此日宿老少老のしめ半袴を着てとのに登り、各みさかなを奉り、政所にして酒を給ふ。又二つの御年いはせ給ふ事もあり。

卅九番

左 御袴着

むさしのに咲はじめたる藤ばかま限りもしらぬ色のふかさか

右 御具足召初

これはこの大きいくさの君の手とたけくもけふはよそひそむらむ

判云、何れともいひがたけれども、御させなが召初るこそいと長き例と殊に貴けれ。井伊家のめいほくは云に及ず、遠つ親の功によりて幾世までもかくなさせ給へば、いと其家つぐ者もなほ人にまさらんと思ふべかめれば、是も亦ふかき御掟なるべし。

註 若君御袴着は五の御年はじめて御はかまめさるゝを申也。此日朝とく執政の人御使にて御上下五くだりを参らせらる。後おまし所にて御對面あり、御所は御のしめ長袴を奉り、若君は御のしめ半袴をめさせ給へり。執政をはじめ皆のしめ長袴を着す。同じ日紅葉山の御宮に詣でたまふ。かの御宮に豫参の溜詰執政は直垂也。還御の後おまし處にて御祝ひあり、御盃のあひだ御刀、脇ざしをまゐらせ給ひ、御所よりも紅葉山に代参をむけらる。兩御所にありあふともがらに御祝ひの餅酒を給へり。

御具足召初大方は式日にあり、兩御所おまし所にて御對面有て御ものゝぐ御腰の物をまゐらせらる。御所にはやがて白書院に出御有て、拜賀をうけさせたまふ。此間召初の式あり、入御の時又御對面ありてのし鮑をまゐらせらる。此日兩御所の代参前のごとし。慶長十七年若



君の御召初には加藤左馬之助嘉明に仰せてきせまらせられしとぞ。其後は多く井伊家にて之を承ることゝなれり。

四十番

左 御元服

紫のゆかりことなる元結はむすぶ今日よりこそぞめ也けり

右 若君御讀書始

世を治め人を道ひく山にもけふこそみつのしをりしてけれ

判云、此左の御式いと嚴なる御事也。右の御式はおとりぬるものから天が下治め給ふ御もとゐとも申奉るべく也。さればこれをこそ猶有難き事に申べけれ。

註 御元服は若君加冠理髪ありて従二位大納言に御昇進あり、大かたは五つの御年是を行はる。

此日出仕の面々直垂、狩衣、大紋、布衣を着し、宣旨位記にあづかる。高家は衣冠を着す。大廣間に勅使、院使、中宮使、東宮使等皆東の方に着座し、執政の人々は西のひさしに着座、溜詰番頭等伺候す。事はて勅使、院使等まかでらる。其後若君御長袴にて黒書院に出させ給ひ、彦根會津の二家出仕、泔杯御警水打亂の箱のたくひ重職の人々持出られ、會津は理髪、彦根は加冠の事をつとめらる。入御有て御直垂に奉り、重ねて出御、高倉家御衣紋の式、土御門家御身固等のことありて、勅使、院使等御對面あり、其外御轉任の折に替ることなし。若君御讀書始と申は、はじめて聖經をよませ給ふ也。大學の三綱領よりこれを始めらる。林何がし仰をうけて句讀を授けまゐらるとかや。事はて、何某に御衣かけ酒などたまふ。御所よりも御祝の事あり、御臺所を初めまゐらせ、三卿の方々よりも又同じ。西の御所の宿老少老も物奉りて賀しまゐらす也。

四十一番

左 姫君御入興



若葉さす御その、桃の一枝は折えし袖も色ことに見ゆ

右 殿中元服

結びそむるその黒髪もぬば玉の名におふとの、ひかりそひつ、

判云、入輿し給ふとて其家の掬みたる、事もなく、舊き格など云事も亦かはれるふしもなく、元より唱隨の道たがふこともなしとかや、げにも有難き御代の例なるべし。殿中元服は國主の中にもいと世のめいほくとする事にて、これも其家々のすぢめむかしよりつゆたがふことなき御おきてなれば、其及ばざるものもしるてうらやますとか聞けり。すべて動きなき御政、萬代ふともかはらぬ例いと有がたき事になん。これを番ひにしたるも深き心有とや云べき。

註 姫君御入輿はひめ君の御方々御深そぎのことありて、三家もしくは家がらの大名にとつがせ給ふなり。御衣服てう度をはじめ、萬の事宿老及び有司の輩の中承りて是を閲し、萬石以上の人々より各祝ひのもの奉る。その後納采、納幣等の式あり、御入輿の日は此事にあづかる

宿老少老御ともに參られ、その餘もくり屋の前まで送りまゐらす。百の司は城中の道に出、譜代の大名を始め、大手門の内に並居て見送り奉る。此日無地のしめ上下を着する事御婚禮の時のごとし。

殿中元服と申は三家の方々及び家がらの國主の中、黒書院にしてかうぶりせしめられ、家々によりて中、少、將侍從等に任せらる。此時相伴にて引わたしを出され、かわらけ給ひ、御一字を下され、御刀をひかる。その人々よりもさま／＼の拜ものあり。

四十二番

左 公事上聽

浪速かた上葉の月の清ければそのよしあしもえこそかくれね

右 侍講

古し代のあとふみみよと鳴千鳥おまへの濱の浪の立るに



判云、賤きものらがうたへも御簾の内外隔てず閉せ給ふ御おきていと尊し。侍講の事は申にも及ばざれ共、大名のあたりにもかゝるたぐひはまゝ聞ゆ。公事などしたしくきく事はいとまれなるを、木高き柳の御とのうちにも、かうゆうなる御事有とはしらぬ人も有んとおぼゆる斗なり。

註 公事上聴と申は三奉行の訴訟を断ずるを聞かせ給ふ也。其日は吹上の上覽所にならせ給ひ、御簾を隔てゝおはします。執参の人々は御簾の前にあり、御右の方に假屋をまうけ、三奉行並居る。御左の方にも假屋をかまへ、此事にあづかる目付衆二人、その外下司の者どもけいめいせり。御けしき有て目付より奉行に傳へ、公事人ども白洲に呼出して各其旨を問明らめ、理非を分つ。あるは伴ひ來りし者に渡しつかはし、あるは手鎖かけ、あるは目の前に繩打かけてひとやにやらるゝもあり。此事享保の頃迄有て中絶しを、今の御代に至りふたゝびおこさせ給ひし也。始て聞かせ給ふ折は、三奉行に時服をたまひしときけり。侍講とは御所の御前に儒臣を召出で、經史の類を讀せ聞召せし也。大方は林何がし世々其こ

とをうけ給る。其餘の輩も道に堪たる者あれば召上られてつかうまつれり。神祖の御時藤愷窩に仰せて書を講ぜしめられ、其後林道春等を召て常に講書のことあり、折々は文義をあげつろひ給ふ御事なども有りしとかや。夫より此かた代々此事をすて給はず、元祿の頃いよくさかりにせられて、御みづからも講じさせ給ひ、羣臣を教へ導かれたりき。正徳の頃は筑後守君美、享保の時室直清もはらはを承れり。今も月毎に怠りなし。左文右武の掟を違へ給はじとこそあらめ。また臨時の御悦びごとあれば、林何がしを始め儒臣の輩詩文を作りて賀し参らせ、あるは北むらそれがしなど和歌を奉り物たまはる事もあるにやあらん。

## 四十三番

## 左學問試

おぼろげにいかゞは折らん春のよの月のかつらの下枝ばかりも

## 右 武藝御覽

君みよと八十のたけをのわざくらべ今日はあまたの手を盡しつゝ



判云、文武の道は元より車の輪のはなるべからざるが如しとかやいへば、そのまさりおとり云べき事にはあらしかし。

註 學問試は三年に一度がくもん所に於て試らる。四書七經小學を經科とし、左國史漢通鑑のたぐひを史料とし、辨書和解又策論の文をも作らしめ、殊さらに時勢策をもまうけて、おほやけごとにあづかるべき御元のほども試らる。事をはりて儒臣の輩相はかり甲乙を定め、その品に従て祿を給ふこと其年の正月より彌生までの間にあり、又年々に御旗本、御家人の子弟十七より十九に至るまでのもの、四書五經、小學を讀に堪たるを學問所に召試て其甲乙を定め、程々により祿を賜ふことけちめあり。

武藝御覽は御旗本諸士の鎗、太刀、なぎなた、其外ものゝふの業に堪たる者を撰び、白書院の廣椽にかり屋をたてそへて御覽ある也。その業をけちかく見そなはさんの爲にこそ。此日は下段の間に着御、執參の人々は帝鑑間のひさしに候せらる。大方は四、五月頃此事あり。又ことしげきをりは秋に至りて御覽ある事も有べし。事はて此業につかうまつれる有司には酒肴を賜ひ、夫より下つ方の輩には祿をあたへらる。

四十四番

左 流 鑄 馬

のる駒も分ていさめるけしき哉手にぬくむちとあくる扇と

右 百 手 的

君がよの千よのいのりにいる的をたれか百手と名付初けむ

判云、このつがひも亦おなじ。

註 流鑄馬と申は五月の引折、眞手番等の遺例にやあらん。古の騎射はその式嚴重にして、恒に用難きにより事を省きてやぶさめと名付。武家にてもはらもてはやし申せしこと也。當家



にては享保の頃みけしき有て、今の狭もの、騎射しばく御覽ありし。皆その術をたやすく修行せしめんとの御旨なるべし。是よりして流騎馬は神事、祭禮等に行ふ事となれり。日光山の御神忌あるは若君生れたまひ、又は厄年にあたらせ給ふ時は、東えい山もしくは高田八幡にて行はる。射手の面々七日の間さうじ清まはりし其日、先神前に詣で、夫より馬場を渡る。介副並に弓持、的もち等これにそふ。やがて乗揃ひ一番の射手馬を追出しながら中啓をそらざまに打あげて初矢を放つ。狭物の的三つをかけた。さうぞくは水干に綾蘭笠をかぶり、秋毛の鹿のむかばきし、六位太刀を佩、弓司は白重藤、そのよは黒塗三品藤を用ゆ。えびらにかぶら矢をさし、鞭も弓司は隅柳のぬりたる、其餘は竹のをもちる。終りて又神前に詣づ。再興の後行れしは享保十三年三月の頃にや有けむ。

百手的は神事又は祈念等の事ある時行はる。奉射の神を一際重くし、神壇をかざりて弓矢をまつり、神供奉幣を進め、射手二人を神矢と名づけ、始め十二本の矢をはなち、十人五番となり、十度矢を放ちて後二人墓目を射、すべて十四人にてゐる也。此射禮享保の頃はら行はる。近き頃は御産御誕生の時行はれしことあり。歩射の中の大射にて足利將軍の再興ありしと云傳ふ。

しと云傳ふ。

#### 四十五番

左 犬追物

心ある犬追ものゝはじめかな牛にかへたるひつじやはなき

右 笠掛

あづさ弓をしてはるさめふるき世の姿をみする的のかさがけ

判云、同じ御ことゝや申べからむ。

註 犬追物は一條院の御時、攝津守頼光朝臣のころより有しとかや。元は牛追もの成しを犬にかへて射しより始めりとぞ。鎌倉の時行れしことは東鑑にもみゆ。今も島津、細川のたぐひ舊き家には其式を傳ふ。正保四年薩摩守忠久朝臣に仰せて王子村にして御覽有しこと政所の



記録にみえたり。其時の事しるしし犬追物御覽記にも騎射習練のわざなれば、柳營を始めも  
のふの家々に行れずといふことなかりしを、織田、豊臣の兩家の時より其沙汰やみぬれど、  
其法は残りて弓馬の家により。今四海無事の御代に在て此業を再興し給ふこと、誠に太平講  
武の一端なるべしとあり、その作法等かの記に委しければこゝにいはず。

笠掛は手下ものと云てかさを的とし、弓手つかひ、妻手づかひをしもちりなどくま／＼の射  
法あり、おほくは犬追ものせん料なるべし。是も流鏑馬と同じ頃はじまりし物にやあらむ。

## 四十六番

左鹿狩

いかり猪にむかふけはひも丈夫の心をみするけふのみかり場

右 大番組往來

往かへりなれてもとまる空やなき都の花に浪速江の月

判云、こかねが原の御狩いとゆゝしきことゝぞ、人の談りつたふるを聞ても手綱くりもて出ま  
ほしく思ふ斗なり。二條と大坂の衛りおこたらず、かなたこなた行かふ事も正しき御掟なるべ  
し。御狩も講武の一端ながら、猶遠き衛りのたゆみなきこそめでたかるべけれ。

註 鹿狩は鎌くら右大將家の時より其沙汰有て世にひゞくばかりの事は聞も傳へざりしが、當  
家享保の頃小金原にして鹿がりを催され、人數の進退、諸士の剛臆をも試み給ひし也。今の御  
所にもその御心ざしを繼せ給ひ、寛政七年の三月小金原に於て狩くらあり、御供の面々は夜  
べより殿にのぼり、兩卿の方々及び其事にかゝづらふ輩皆あらかじめ彼所に参れり。子刻斗  
に出たゝせ給ひ、松戸の渡りにて人馬の足を休められ、夫よりまた御馬にてかの原に着御、  
少老始め近侍の輩をひきゐて諸備を巡見あり、御たて場にわたらせ給ひぬれば、合圖の大砲  
を放つ。此日参らせ給ふ兩卿のたて場も御かたはらに在、此事司れる執参及び供奉の参政近  
侍の人々皆御前に候し、番頭の面々のかけ引を御覽あり、見るがうちに多くの鹿、猪、狐、  
兎のたぐひまで追出されて射留られ、あるは怒猪などをやりにて突ふする様いといさまし。



や、有て合圖の白旗を靡かし大筒を放て御みづから出馬あり、執參及び近侍の輩も皆馬上に鎗をとりて従ひ、此人々もみゆるしあればこれを突けり。事はて御たてばに還らせ給ひ、又合圖の炮を放つ。此ことつかさどれる執政にめされし陣羽織をかづけらる。

大番組往來は大番の頭二人、年毎に組の番士を給て替るく二條と大坂の御城を守り、明年交替して府に歸れり。暇給ふ日は頭組頭を御前に召れ、ねもごろの御誕あり、番士等の子に至るまで連歌の間の後に並居てまみへ奉る。是遠つ國に赴くにより、こゝろ安かれとの御心しらひにや有ん。かへりまゐる折も亦御まへに召れて勞はせ給へり。京は四月、大坂は八月をもて期とせり。又二條大坂と駿府の城とに目付衆を遣されて巡視せしめらることも年々に絶えず。これは使番衆に兩番士の中を加へられて目代とせらるゝ也。

## 四十七番

左 諸士子番入

猶みがけ露しく野べの小さく原その一ふしも捨ぬ光に

右 弓炮年試

年月をならず手わざの的かたにはなてばあたるうてばこたふる

判云、あるは親の勞をもてなされしも、あるはその身のわざによりてなりたるも、皆よきをすゝめあげ給ふ御政也。弓炮年試もとよりかくべからず、さる事なれども人をあぐる外に善政はあらじとぞ覺ゆる也。

註 諸士番入と申はもろくの司より番士に至るまで年頃の勞をおぼし召れ、廿年にあまれるつとめの者の子は更に俸米を給りて番士にめし加へらる。又文の道、ものゝふのわざに堪たる者あれば、父の勞を論せずしてその中にかすまへらるゝ也。此事さきくより有けれど、今の御代こと更におきてさせ給ひ、五年に一度此撰びあることゝはなりぬ。弓炮年試は組々の同心等のわざを頭々にて試み、中のよき者には祿をあたへらる。これも亦治る世に亂れたるを忘れざる一端なるべし。



四十八番

左 日光御宮御詣

瀧の音もよをへて高きふたら山空にぞひゞく君が行きは

右 日光御神忌勅會

日の光くもらぬ山にかげみえて月の宮この人も來にけり

判云、此番ひもとより詞にも筆にも及ぶべきものにはあらず、尊ときつがひと申奉るべきものなり。

註 日光御宮御詣は元和三丁巳年四月かけまくもかしこき東照宮の神號宣下おはしまして、その一周の御神忌に初めて第二代の御所かの御山に御參詣の儀おはしまししより、二度三度に及ばせ給へり。第三代の御所にも寛永五戊辰年四月御參詣の事おはしまししより、同十九年

まで四たび五度迄こそまうでさせ給ひにけれ。是より後の御代にも御詣の儀絶えずおはしませり。其御道すがらの供奉の人々執參をはじめ百の司々残るはまれ也。けいこの大名などすべて殿なる御事共になむ。御神拜の日御所には日の御さうぞくを用ゐさせ給ふ。前後供奉の面々其行装はなぞらへて推はかるべし。まして御宮うちの式などすべていとやんごとなき御有様は今更に申に及ばずやあらむ。今の御所にもいにしころ已にその御催はおはしましけれども、をりふし世にさはることや侍りけむ、其事のべさせ給ひてけり。さはやすからぬ御ひゞきなれば、げにさる事も侍りけむかし。

御神忌勅會と申は四月十七日東照宮五十回よりはじまりて、百回、五十回、二百回等の御忌にあらせ給ふをり、日光山にして萬部の法會を行る。内東宮より奉幣使を下され、其外攝家の中門、諸の方々上達部、殿上人、地下の官人、樂所の者まで都より參向あり。兩御所の代參として三河以來家がらの大名を撰れてかの山にむけらる。惣奉行の宿老、御使の少老、警衛の事承りし大名より、高家、寺社奉行を始め、もろくの司々かろき役々迄其事にあづかる限りは云に及ず、輪王寺宮をはじめ參らせ、天台一宗の僧侶、東西の國々よりはせ參り、三



家の方々、大小名の使、各捧もちを携へて彼山に登るもの、絡繹として人馬絶まなかりしとぞ。こなたにても十七日には兩御所日の御さうぞくにて紅葉山の御宮に御詣であり、階上の御裾は宿老の人は是を役し、階下は少老の人隨身のさうぞくに矢なくひ負ひ、弓弦にかけてもたる。此日譜代外様の大名、諸の司々も五位限りは皆あか色の束帯して供奉す。三家の方々庶流國主の人々、四位以上の面々はつるばみ色の束帯し、是も譜代外様の隔てなく、あらかじめ紅葉山に参りて待とり奉らる。三家の方々には兩御所御拜有て後拜禮あり、その餘大小名は皆還御の後参拜せらる。此日供奉に出さる輩は東叡山の御宮に参れり。そのうち都より下向の攝家、門跡、上達部、殿上人、地下の官人迄も饗應有て申樂催され、三家の方々諸の小名百の司々までも日を隔て宴を給ふ。この次手にこたび参向有し中その家の人あれば、管絃を催され、又飛鳥井、難波のたぐひの人下向有時は蹴鞠を御覽有、又都の伶人日光紅葉山のをもめし加へられて舞樂をも催さるゝ也。

## 四十九番

左 紅葉山八講

舞人のかざすもみぢの山にまたをりえてひらく法の花ぶさ

右 御歴世御年回法會

あさ衣きのふも今日も一昨日もとなふる法は千聲八千聲

判云、追遠の御徳あまねく民くさの上にもおほふべく、本ありて末あり、水上有て流れあるごとくたえせぬ御政とや申奉らなん。

註 八講は遠つ御おやの御供養のため、法華八講を行はるゝ也。延享二年東照宮百三十回の御忌に紅葉山に於て此事あり。初日三月十三日は朝座の披講無量義經、夕座法善第一の卷、十四日は朝座二の卷、夕三の卷、重座四の卷、十五日は五の卷、十六日は朝六の卷、夕七の卷、重座八の卷、結、願十七日は觀普賢經也。こたび納らるゝ所の法華八卷は御自ら筆を染らる。初日は御衣冠にて御詣あり、第二日は西の御所同じ御裝束にてまうでさせ給ふ。第三日は兩



御所御束帶、第四日は又御衣冠にて西の御所ばかり御參拜、第五日は兩御所同じさうぞくに詣でさせ給ふ。都よりも梶井宮叡仁法親王下向ありて、輪王寺の宮公道法親王とにも日毎に紅葉山の法筵に會せられて修行せらる。誦經願文呪願の文をはじめ讀經論議行道の類ひ華宮散花被物等の式、都より下れる樂所の者共の奏樂舞樂などうるはしきこと共也。兩門主をはじめまるらせ、衆僧社家坊官家司の輩末々の緇素迄も悉く布施物あり、日を隔て、官方其外此事に預りし人々饗應等の事は日光勅參のをりに替らず、これ等の式四月に行はるべけれど、日光にして例の御祭あるにより、此月になされしなるべし。御歷世御年回法會は代々の御年回にあたらせ給ひぬれば、寛永寺もしくは増上寺にして三日の間千部の法會行はれ、被物の日は溜詰の人々出座せらる。又少老並に御側の衆各一人衣冠にてかの寺に參られ、惣奉行の次に着座せり。御忌日には御束帶にて詣でさせ給ふ。階上階下の御裾は宿老少老例の如く役せらる。供物は御みづからそなへさせ給ひ、法會の間は御簾の中に着御あり、讀經終り華宮散花被物聲明まで事はて、後に還御ある也。

## 五十番

左 蕃國聘禮

西の海南のそらの外までも吹にしたがふ時つかぜかな

右 海舶互市

をさまれる御代なが崎の湊江に外つ國舟もこゝろよせつゝ

判云、朝鮮琉球の國々使奉れる事今に絶えず、遠きをなで隣をむつまじくなし給ふ治國の要とや申奉らむ。

紅毛の物あきなふ者らが來るは事の數ならず、され共昔はかれらに軍の道をとはしめ馬のるわざを聞せ給ひし事も有しかや。四方のえみしをいたうたゝれて、此國ばかり御ゆるし有し事深き故あるにや有む。とにかく遠つ國々より我邦をしたひ來りつどはんことをほりするも、大御くにの富ゆたかなる故とこそ覺ゆれ。されど又深慮遠謀とやらんをも盡し給ふ事とかや。



歌哥合にことかきして哥まさりをとりなどものする事は憚るべく、又我輩のしるべき所に  
あらずと辭したれど、しひての望みにせん方なく、ことのまさりおとり斗を聊しるしてそ  
のせめをふせぎぬるのみ。

註 蕃國聘禮と申は慶長十二年五月、朝鮮國王より三使を參らせて駿府の御城に來聘せしより  
此かた御代つがせ給ふ時は必かの國王より使を奉り、書簡及び土宜をたてまつりて隣國のち  
なみをむすべる也。府に來れる時は對馬守これを伴ひいでて東本願寺をもて旅宿にたまひ、  
御使をたてられて勞らはる。殿に登る日は中の御門より御玄關迄筵道しきて三使を道びき、  
先殿上の間に到る。此日御所には御直衣に御はかしを奉り、三家の方々をはじめ出仕の大小  
名諸大夫より上つかたは皆衣冠、それより下つ方は布衣、素袍を着す。かの國書進獻この式有  
て大廣間にして正使、副使、従事官等の謁をうけさせ給ひ、かはるく御かはらけを給ふ。  
入御の後三使を饗せられて七五三の料理を出されしとぞ。日を隔て暇給はる時執政もて返簡  
を下され、物給ふ事かすあり。又彼國の馬のる業、鎗劔の術をも御覽せらる。今の御代に至

りて道すがら送り迎る民のわづらひを思召て、府に來ることをばとめられ、文化八年有司を  
對馬の國に下され、楽しみにて來聘の儀を行れ、饗應の式もありき。また琉球國よりも使を  
奉ることあり、彼國は初めより薩摩に屬する故に、すべて其國主のあづかり申す所也。慶長  
十五年中山王初て駿府に來りしより世々貢の事絶えず。御代つがせ給ふ時、又かの邦のある  
じの位につくをりも皆使を參らせ、書簡をさぐ。捧もちなども數多かり。こなたの御賀に  
來れるには御直垂をめされ、出仕の面々もひたれ、狩衣、大紋、布衣、素袍等を用る。彼  
國の爲に參れる折は御長袴をめされ、各も皆長袴を着す。其人は必王子をもて使とし、さつ  
まの守是をりて府に來り、大廣間にして謁をうけさせ給ひ、彼邦ぶりの管絃などきこしめさ  
る。此日薩摩守及び琉球の王子従者樂童子までもその席々にて酒さかな菓子などを給り、又  
その國王並に使臣にも物賜ることしなあり。

海舶互市とは唐、阿蘭陀などの舟その方物あまた積來り、肥前の國長崎の湊にて交易をする  
也。夫が中紅毛は慶長十四年より御ゆるしを蒙りて、年毎に府にまゐるをりは召のぼせて御  
覽せらるゝ事あり。されど我國への使にもあらず、あきなひの爲來れるにより見參の式もな



く、只大廣間の板敷に召れ、御所には御胸服にて上段におわしませり。はやくは諸蠻の國々より來りて互市せしかど、天主の教をつたへ、政のさはりとなる事おほかりしかば、すべて是をとゞめられ、蘭人のみ往來することをゆるされ、今に於て絶えず、二百年の久に至れり。もとは年毎に府にも参りしが、寛政の頃より府には五とせに一たび出ることと成りぬ。唐船は古より通ひし事なれど、只今の如く年々に來れるは慶長元和の頃にやあらん。もろこしの産物を船に積來りて、我邦のあかがねはりの類ひに易へて歸れり。むかしは其所も定まらざりしが、寛永の御代に長崎に限りて交易することを掟てさせ給ひ、寛政の始つた、ふたゝび舟の數を定めてみだりに多く來ることをゆるされずと聞ゆ。かくひとの國しらぬ世界の者迄も目に耳にふるゝ事偏に神と君との御めぐみになん有ける。

### 書幕朝年中行事自歌合後

維昔

天朝之盛、典章文物粲然具備矣。迨貞治中、採其品目兩相排儷、繫以歌咏。所謂年中行事歌合者是也。然其所刻苦、不過徒鬪巧於歌咏之末、而諸其朝章典故假以資題料而已。斯卷也駢舉幕府見行式儀。又歌以係之。其名雖襲貞治之撰、而實則在於謳歌太平歡樂至治矣。顧夫、方今

國家盛禮隆儀鴻典鉅制、固非詹工之所可能盡、而要亦足因以窺睹其一斑、則錄以貽諸後者與。夫貞治題咏是埒焉哉。文政癸未夏五林衡

此百首の哥は、文政九年さ月いつかに讀終りしを、判と詞とをこゝかしこにこ



ひ、ものしてひとつのすがたに具しながら、猶ひとつく其家々にひめおかれ  
て年へにたるを、いにし天保九年霜月再び筆をたて、玉にこがねにとりそへつ  
つ瓦の光となし備る也。

君をいはふ事のしげきにおよびなき身をわすれたることの葉ぞこれ

天保十二年七月廿八日

再昌院法印再記

同十三年八月朔日淨書了同月四日獻上焉

判者 桑名少將定信朝臣

註者 攝津守正敦

### 祕籍大名文庫刊行の辭

近時古典研究熱の昂まるにつれ、古書覆刻の要求が益々盛んになり、巷間、この種類書の刊行さるゝ  
ものが決して尠くはないが、本文庫の如く、寫本の世に一部或は數部しか存するものなく、然も、今日  
筆寫さへ容易にあらざる稀觀本を主としたる覆刻の如きは、未だ行はるゝに至らず、識者をして失望せ  
しめること多大であつたが、弊閣こゝに積ふるところあり、古書の藏書家として學者間に於て垂涎の的  
となり、又古典知識の第一人者として一代の碩學たる福井久藏博士に諮り、今漸く「祕籍大名文庫」の  
刊行を見るに至つた。

刊行書目は、寫本として數十金を投じてもなほ今日購ひ得ざる珍本を主とし、百金を以てしても手に  
し得ざる板本を混へ、中に、その道の學者にすら、未だその存在を知られざる絶品さへ幾多收載されて  
ゐることは、本文庫の功に誇とするところであり、また、種目は凡る部門に互り、單に古書の蒐集とい  
ふ一點のみよりこれを見るも、絶版の曉には、幾倍或は幾十倍の市價を呼ぶものゝ多數含まれてゐるこ  
とは、本文庫の持つ本としての特異性であると信ずる。

宛も本文庫は、博士が學生の大著たる弊閣版「諸大名の學術と文藝の研究」中に擧げられつゝも、然  
も世人の眼に觸れたることなき珍籍の覆刻であり、該書と文庫と兩々相俟つて、こゝに拘欄たる徳川文  
化の全貌は識者の前に初めて今日明かにされるであらう。  
大方の御支持を期待して已まない次第である。

厚生閣主



秘籍大名文庫

第一期刊行豫定書目

|           |          |                                |
|-----------|----------|--------------------------------|
| 國體本義諸篇    | 戶澤土佐守正令著 | 皇朝魂辨、大日本號之說、その他日本精神昂揚の興味ある未刊典籍 |
| 治教秘錄      | 黒田豊前守直邦著 | 治教略論、家僕教訓、等身を幕臣より起し大名に列した直邦經世談 |
| 兵法家傳書     | 柳生但馬守宗矩著 | 將軍家指南柳生侯の傳書で待得の兵書、劍禪一味を説き又修養の糧 |
| 大東婦女貞烈記   | 松平鸞岳公子著  | 我邦上代よりの貞烈なる婦女四十有二を傳し、話柄各種、興趣不盡 |
| 藝苑漫筆      | 松平樂翁公著   | 建築に關する菟裘小錄、其他茶から庭園、雅樂、繪畫に至る隨筆集 |
| 蝦夷嶋奇觀補註   | 松前志摩守德廣著 | 幕末露艦來航に際し松前侯の編した北海風俗慣習動物歌曲圖入本  |
| 松秀園書談     | 増山河内守正賢著 | 六書八體より隸眞八分行草飛白の諸體、著名法帖論評等、用筆圖入 |
| 本草啓蒙補遺    | 黒田樂善侯著   | 和漢洋の文籍と觀察實驗に鑑み蘭山の本草啓蒙補正を企てた秘觀本 |
| 菊經        | 松平大學頭頼寛著 | 栽培に關する事其他、器具から書蟲迄圖入で説明した養菊家垂涎書 |
| 幕朝年中行事歌合註 | 北村季文編    | 樂翁公を判者とし、堀田正教が註を附した年中行事歌合、世態可見 |

|        |            |                                |
|--------|------------|--------------------------------|
| 服飾漫語   | 田安中納言宗武著   | 我邦中世に於ける服裝を説いた有職學の文獻で、貞丈の加註本覆刻 |
| 歌學論叢   | 前田龍澤侯著     | 今年今月今日の調を高唱し、易の理に和歌を會通せしめた獨創歌論 |
| 歷朝詩纂   | 松平大學頭頼寛撰   | 論語徵集覽の著者で今百卷の前篇を覆刻、二百四十四家の作を蒐む |
| 名侯歌文集  | 保科正之堀田正俊其他 | 名君として知られる政宗、正之から光圀、正俊、光隆の珍籍五種選 |
| 蘇明山莊句集 | 柳澤米翁侯著     | 米仲に就く事十七年、斯壇の宗匠を以て自他許した米翁公秘籍句集 |
| 鳥名便覽   | 島津薩摩守重豪著   | 鳥名四百十五種、一々和漢名方言並に體名を録した一書、鳥界珍寶 |
| 古今泉貨譜  | 朽木近江守昌綱著   | 古文錢震且錢より日本高麗宗南等に及び鑄錢法鑑定法迄圖入權威書 |
| 宴遊日記別錄 | 柳澤美濃守信鴻著   | 米翁公の觀劇日記、回数實に百卅回に上る中村市村森田三座演劇錄 |
| 創垂可繼   | 大關土佐守増業著   | 社祭式、年中行事、その他水利農産の大家黒羽侯の遺した偉業可見 |
| 淺草寺誌   | 池田冠山侯著     | 冠山侯の有名な淺草寺誌、文人交遊、世態人情、宛然江戸風俗誌也 |

以下續刊 各册定價別 詳細目錄頁



67  
532

秘籍大名文庫  
第九

昭和十三年二月十日印刷  
昭和十三年二月十三日發行

定價壹圓貳拾錢  
〔外定壹圓參拾貳錢〕

發行所

圖書出版 厚

電話九段三二一八番  
振替口座東京五九六〇〇番

編輯者 福井久藏  
發行者 岡本正一  
印刷者 谷口熊之助  
印刷所 東京市麴町區土手三番町二十九番地  
東京市麴町區下六番町四十八番地

幕  
朝  
年  
中  
行  
事  
歌  
合  
社

諸大名の學術と文藝の研究

文學博士 福井久藏 著 (内容見本呈) 帝國學士院研究補助の大著述

菊判背草上製本函入、貴重文献筆跡別刷口繪附、八百頁函入、定價拾圓、送料卅錢

本書は博士が徳川期に於ける學術と文藝の真相を把握せむがためには、時代の主導勢力たる三百諸侯とこれを圍繞する學者文人の遺作を盡く渉獵するの要あることを夙に認識せられ、本業の完成を企圖せられてより東行西走、よく諸侯の秘庫に參じて貴重なる資料を得、爲に博士によりて新しく存在を千古に掲げ得る名作名研究の發見されたるもの尠しとせず、これらは概ね逐次秘籍大名文庫として刊行を見る管であるが、その熱意は遂に前人未踏の本研究を大成せしめ、徳川期に於ける學術と文藝とはこゝに初めて文化史的に綜合樹立された。名著名作の多くを引用し、貴重寫眞を挿入して記述は平明、現代の史家、文學者、科學者、軍人、歌人、俳人、茶人等を裨益すること多大なるものがある。

- 内容一班
- 序論(本書の成立)
  - 第一 諸侯と儒學 (藩學の興起)
  - 第二 諸侯と神道
  - 第三 諸侯と佛敎
  - 第四 諸侯と國學
  - 第五 諸侯と歴史
  - 第六 諸侯と地誌
  - 第七 政令と敎訓 (一)政治・二(一)敎訓
  - 第八 諸侯と兵學 (一)兵學一般 二馬・三犬追
  - 第九 諸侯と鷹 (一)數學・二蘭學・三理化
  - 第十 諸侯と科學 (一)本草・二
  - 第十一 諸侯と錢貨
  - 第十二 諸侯と藝術 (一)音樂・二繪畫・三書道・四茶道と諸侯)
  - 第十三 雜 (一)隨筆・二叢書)
  - 總索引



67  
532



終